

国民と森林

2011年・新春
第115号



国民森林会議



「森林資源を考える」

富村 周平

(株式会社 森林再生システム取締役)

初めての海外が北アフリカのモロッコ、青年海外協力隊の森林隊員として赴任した。今から約四〇年前、二四歳のことである。大西洋に面する広大な平地・丘陵には森や林は全くなく、かろうじてサハラ砂漠に続くアトラス山脈南麓に、日本でいうウバメガシに似た地中海地方独特の疎らな林が広がっていた。そこが半遊牧民の薪炭林であり、これが森林の水平限界である。年降水量が一〇〇ミリにも満たない乾燥地で、これ以上サハラに近づけば砂漠になる限界地帯であった。その後、アフリカ大陸西端のギニアへ赴任、サバンナの草原と灌木林を見た。そして、二年間のフランス森林研究所と欧州各国、コートディボアール滞在、さらに二か月のパラグアイの森林開発支援と、熱帯から亜寒帯地域、そして砂漠までの海外生活が続いた。

この海外経験が知らず知らずに森の姿を決めるものは何かへと誘った。森のない国での森林隊員、測量隊の世話係等と直接森林に接しないところもあり、どうして森がないかを考えさせてくれた。このような世界の気候帯

で滞在した回り道の経験が身に染みている。

この間日本では航測業界に勤め、電磁波で地上物を判別する技術も同時に学んでいた。

熱帯から暖帯、温帯、寒帯と緯度を高めるにつれ変化する樹形、また降雨量の差が森の構造に及ぼす影響等、森の姿を決定する光と降雨に興味を覚えるようになった。真上から光を浴びる熱帯の森ではパラソルの樹冠、高緯度の欧州では、斜光の近赤外線で光合成する円筒形に近い針葉樹疎林、そしてまた年降水量五〇〇ミリが森林の形成の限界点などを知るようになる。各気候帯の違いを超えて、平地・丘陵での林業が世界の主流であることも分かってきた。

世界の原生林の八〇％が減少し、今陸地の三〇％しか森がない。そのうち循環的に利用できる森林は、熱帯林や北方林の限界生産林が除かれ二〇％もない。この循環可能林の中に日本の森林が入っている。天然更新が容易な欧州や北米と違い、山岳域での植栽による更新を余儀なくされているが、世界では貴重な森林資源を有する国なのである。日本は急

峻な山岳地帯だからこそ、降雨量も多く、互い違いに顔を出す梢端に光が当たりやすい。しかも斜光で注ぐ近赤外線が針葉樹の光合成を促す。日本は持続林業が可能な国である。

一方欧州、ウラル山脈を西に越すと気が遠くなるほどの平地・丘陵が広がる。すでに高緯度地方なので平坦なところでも森林は成長する。山岳域はわずかで降雨量も少なく、日本のように水で削られた谷が少ない。天然更新による育林、平地・丘陵系の林道網からの収穫はコストも安く、生産性も高い。ドイツのシュバルツバルドやオーストリアのアルプス山岳でも降雨量が少なく、また氷河が削ったU字谷は険しくとも皺が少ない。この点、日本の林業は山岳による障害が無視できず、皆伐再植林に育林費がかさむ。ただ、数本の有用樹の収穫のため広大な面積の皆伐を余儀なくされる熱帯地域よりは遥かに森林資源の循環性は高い。

薪炭利用で森林面積を大幅に減少させてきたフランスは、石炭の登場で息を吹き返す。これが二〇〇年前の森林の再生で、林業の始

季刊 国民と森林

No.115 2011年新春号

■ 巻頭言		
「森林資源を考える」	富村 周平	2
■ 外資による森林買収のその後		
	平野 秀樹	4
■ 新たな拠点を北海道の田舎に求めて		
	内田 健一	10
■ マツ林は「宝の山」		
マツ林再生による地域活性化事業		
	吉見 次郎	16
■ 森林整備・環境保全に直接支払い		
森林・林業再生プランで最終報告		19
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル		30
■ アトランダム雑誌切抜き		32

新雪の安房山

撮影地 岐阜県高山市奥飛騨温泉
清水洋嗣 (岐阜県高山市在住)

安房山 (あぼうやま) 2219.4m 乗鞍岳と焼岳に挟まれ山の名前は知っていても登頂した人は少ないだろう。

私も何十年か前に山仲間と乗鞍岳から残雪の県境稜線をたどって一度登頂したが、残雪のない箇所は背丈を超す熊ザサが生い茂り苦労したのを思い出す。

最近では中部縦貫自動車道の安房トンネルの開通により、安房峠を通る機会も少なく、新雪の撮影で久々の再会となった。

目次題字 隅谷三喜男

表紙の言葉

まりである。一八〇〇年初頭には森林法を制定し、森林学校を設立している。一五〇年を超す長伐期施業も、この二〇〇年のデータの蓄積に裏付けられている。「林業は空間コントロールの芸術」と称し、合自然的な林業を長年展開している。そして、欧州ではスエーデン・ドイツ・オーストリアと肩を並べる林業国である。

我が国は、明治の初めにドイツの科学を優先して導入した。林業・林学も画一施業法のドイツに大きく影響されてきた。そのドイツが二〇年前からトウヒの一斉林施業から広葉樹を交えた環境林施業へとシフトしている。

シカなど野生動物の個体数管理や森林景観の向上を目指し、なおかつ木材生産の維持を図っている。林業の優れた例は欧州や米国などに見られるが、地勢や気候条件、森林再生の歴史がその根底にあることを忘れてはならない。日本は南北に長く、標高三〇〇〇メートル級の山岳が連なる。亜熱帯から亜寒帯の気候条件と積雪など、自然環境は多様性に富んでいる。スギ・ヒノキ・カラマツ共通の画一的な施業を続けるのが問われるべきで、日本特有の施業があってもよい。

限定された時期や地域で見たドイツ林業が今、森林・林業再生プランに色濃く反映されつつある。森の状況が分からず計画を立てる。像を尻尾または足と語る偏見に似る。我々の調査結果から、日本で利用されている人工林は約二〇％程度であることが確実視されてきた。しかも、無理な作業が多く、森林資源を劣化させている。さらに、未管理の人工林、少ない再植林、将来の森林資源は今確認できない。五〇年の森林再生の歴史しかない我が国では、このあたりで一度止まり、今後の森林資源のあり方を熟考すべきである。他国の優れた取り組みは参考にすればよく、真似る必要はないと思う。

外資による森林買収のその後

平野 秀 樹

外資の森林買いは、口裂け女と同様、都市伝説とされてきた。

例えばこうだ。

〈米国のShopes.comはアメリカ人なら知らない人はいないほど有名なサイトで、米国の「都市伝説」とその真偽を大量に列挙しています。もしこのサイトが日本にあるなら取り上げられる可能性が高いのが、「最近、中国人が日本の森を買い漁っている」というウワサです。単なる噂ならまだ良かったのですが、それを産経新聞、日本経済新聞など大手メディアまでが取り上げてしまったのだから、始末が悪いのです〉
〈出所は東京財団の政策提言〉で、そのレポートは〈明確に中国人が日本の森を買ったという事実を、一件もつかんでいません〉〈これらの記事は、少なくとも、「裏が取れている」情報ではないようです〉〈これらの噂が、必要以上に中国を脅威だと煽り立てる、質が良くない「都市伝説」であることをとても危惧します〉

—— 〈内〉「オルタナ」編集長日記
(二〇一〇年九月五日)

実は、二〇〇九年度より、私は東京財団研究員(国土資源保全プロジェクト・リーダー)を兼務させていただいている。安田喜憲(首席研究員(国際日本文化研究センター教授))をヘッドとし、組織的に水源林問題を追っている。これまでお世話になった多くの林業人や森林ネットワークの知人から、現地情報をお聞きし、それらの現状をオブラートにかけつつ、東京財団政策提言としてまとめ、二年にわたって公表してきた。

実例などないのでは……という多数の批判は負担ではあったが、かといって「だから何も手を打たなくてよい」とは考えなかった。

過疎が止まらない奥山地帯や離島では、東京に居ては想像できないような日常が繰り返されていたからだ。

この家あげる

「家をもらってくれないか……」

瀬戸内海の離島ではこんな話も出てきた。

「子どもたちは都会へ行っちゃった。たまに東京から帰ってくるけど、自分が死んだらもう

来ないし、税金(固定資産税)を払うのもいやだ。オラが死ぬまで居させてくれれば、この家あげるよ。畑もあるし……」

屋主の老婆はそう嘆く。年金だけで生きていくから、畑は本格的にはいじらない。庭の一画で自分が食べる野菜の分をちょっとつくるだけだ。

見渡せば、かつての畑に背丈を超える暖竹(タケの一種)が覆いかぶさるようになっている。どこの孤島でも目にする風景だ。段々畑が次々と山に戻っている。極限まで高齢化が進み、家を継ぐものがいなくなってムラが売られはじめている。

こうした動きは、孤島に限ったことではない。豪雪地帯の山村にも見られる。

クズの蔓は崩れた空家を窺い、放棄地を呑みこむように触手を伸ばしている。

清流と美しい景観が魅力で、最近、一部の山村が注目されているが、もとより自然の力で出来上がったものではない。住民たちの不断の努力があったから、そういった環境も保たれてきたのだが……。棚田を支える人たちが消え、集

落は櫛の歯が欠けるように撤退をはじめている。山村を巡回する移動販売車のドライバーたちは高齢化し、流れる演歌のメロディが心なしにカラ元気のように聞こえてくる。この販売車さえいつまで来てくれるのだろうか。買い物難民になるかもしれない住民たちの不安は尽きない。高齢者たちの楽しみといえば、盆暮れの子供たちの帰省だ。年に二度のその日を今日も待ちつづけている。

加速する縮小スパイラル

今の辺境では、次の世代を再生産できなくなっている。

雇用の創出がうまくいかず、難題として横たわったままであるからだ。

年収二〇〇万円では、子育てと高等教育は無理であり、突発的な医療費の負担は生活そのものを脅かすことになってしまう。

永年寄り添った夫婦二人の家族構成はそのままで、新規参入も限定的だ。

どの農家も後継者を持っていない。子どもたちは高校生になると、村を下りる。その後、ムラで親子が共に暮らす日はもうこない。総合的にみて、辺境の生活環境が都会より劣るから若い世代は都会へ流れる。代替わりは起こらず、ムラでの暮らしが途切れ、辺境からの撤退がつづいている。

昨今の改革の流れは、こういった傾向に拍車をかけつづける。

村内の土木工事は公共投資削減のあおりをま

ともに受け、総予算は二割減で、日雇い仕事はますます減っている。改革には痛みが伴うというが、その皺寄せは辺境に如実に表れている。インフラ工事への財政出動は当分の間は見込めないから、仕事は減るばかり。

今後、就業構造は介護・医療・福祉へとシフトしていくと見られているが、それらが辺境過疎地の雇用力の支え手になるとは思えない。低賃金のこの産業分野は、本来は家計内消費の分が市場化したにすぎないもので、生産性は低く成長戦略にはなり得ない職種だからだ。

縮小スパイラルが加速していく——それが冷徹な目で見た辺境の未来である。

ただ、世界標準でみてもそうなのか。孤島や山村はそれほどまでに「暮らし辛い場所」なのだろうか。

日本の辺境はグローバルな視点で見ても「売り」なのか。

注：離島や農山村で過疎の著しいところ——それをここでは辺境と呼ぶ。

外資買収の実例

こうした中、「売り」一辺倒の物件を、目立ためが拾い始めているセクターがある。既にその動きは「つぶれかかったホテルや温泉旅館」「売れ残った別荘地」「処分に困っていた住宅公社の分譲地」などに現れているが、これらの流れが過疎地不動産にもはじまろうとしていた。

——外資である。

グローバル視点で、日本の辺境を見たとき、

現在の不動産価格が高いのなら手出しはしまい。しかしそこに割安感があるのなら、投資対象として「買い」が入る。私は目利きの国際投資家なら、きっとこの実情が見えているだろうと思った。天災は忘れた頃にやってくるし、人災は手薄になったところに起こるものなのだ。

「どこに弱点があり、問題があるかを教えてくれるもの——」

つまり、辺境や林業にとつてのキー・リスク・インディケーター。それが今の外資ではないか。

事実、日本の林地は二〇〇年連続の下落、木材に至っては三〇年連続の下落を記録している。

そんな日本の手つかずの天然自然や安全・安心な水資源、さらには森林の再生力はきつと魅力的なのだ。

そこに興味をもつ外資の視察団が過疎地を訪問し、投資対象として吟味に余念がないという情報が、実は二〇〇八年より各地から聞こえていた。全国各地でそういった山探しの動きがあり、実際、その通訳を自宅に泊めたり、名刺交換をした人も現れていた。中には林地購入もくろむ外資が日本国内に事務所を構える事例まで出てきていた。だから、「外資による〈森林〉買い」は事実だと信じて、情報収集を続けてきた。

こうした水面下の動きが公的に表面化したのは、二〇一〇年に入ってからである。

北海道庁は、本件について二〇〇九年度より、詳細調査を進めており、これまで数度にわたって、外資による森林買収事例を道議会に報告し



外資向けの森林販売物件（北海道）

例では買収面積の過半（二二一ヘクタール）を〈水源かん養保安林〉が占める。この保安林だが、法的には未来永劫、開発不可能な地域で、林業を行う以外に使い途はない。本気で北海道林業へ参入する企業が考えにくい今、いったい何の目的で買収したのか。

買収された山林の多くは観光地の近傍にあり、土地取引の届出書には「資産保持」「現況利用」と書かれてある。したがって転売含みであろうが、その先はリゾート用地、木材、水資源なのか、いっさい不明なのである。

同じような山林が今、ブローカーなど仲介者たちの販売リストに大量にストックされ、買い手待っている。道内の不動産業者が保有する森林は二八〇〇ヘクタール。山手線内のほぼ半分の広さに相当する。転売目的のこれら物件は、外資化していく森林予備群でもある。

〈内なる外国〉——外資が買収していくランド（土地・国土）としての山林は、今後ますます増えるだろう。

グローバル化に旧型日本ルールは通用しない

問題は、デッドストック（死蔵資産）が増えていく懸念が大きくなっていることだ。

自治体が林地購入者である外資の所在場所へ連絡を入れてもつながらず、多くは確認がとれない。はなはだ心もとないが、このような状況で林地譲渡にかかる法人税・所得税（国税）や保有税たる固定資産税（地方税）等は徴収でき

ているのだろうか。譲渡にかかる国税は転売される都度、固定資産税は毎年徴収しなければならぬ。

別荘分譲で外資に販売した複数の民間業者にヒアリングしてみると、不動産（別荘）の月間管理費は購入者のクレジットカードから引き落とすという。したがって、徴収業務はシンプルで今のところ負担にはなっていないとのこと。

ただ、右肩上がりの価格がつづく限り、所有不動産を手放すことはないだろうが、一旦値下がりが始まったときの逃げ足が外資は速い。売買間隔が極端に短くなり、転売に次ぐ転売が頻繁に繰り返されると予想される。そのとき、別荘所有者を追って管理費の徴収ができるのだろうか。

「その不安は確かにある」と、業者は隠さずに言った。

いわばプロの不動産業者でもこうである。市役所や役場の税務係は、海外の不動産所有者を追いかけて固定資産税を徴収しつづけなければならぬ。国内に納税管理人が置かれているから、そのような懸念はないと反論されるかもしれないが、海外居住者を相手に督促したり、差押えしたりするケースが増えた場合、地元自治体は本当に対応できるのか。

森林所有者はそんな悪いことはしないだろう——これまで所有者の倫理観をあてにして日本社会は成り立ってきたけれど、もはや限界ではないか。信頼感をもって甘え合う旧型の日本ルールは、グローバル化社会では通用しないことを

追いつけたからだ。現時点で、三三箇所、八二〇ヘクタールが外資によって買われていることが判明している。このうち最多は中国資本（香港）で、一二箇所。続いて英領ヴァージン諸島、マレーシア、シンガポールであった。

今回、北海道の事例でわかったことは、中国資本の資金力が桁はずれであることだ。倶知安町では、相場の五倍の値段が地主に示された。地主はたまらず即決。売却に応じている。

買収の狙いはよくわからない。倶知安町の事

知るべきだろう。

さらに不安な状況にあることが、北海道の実態からわかった。①道内に水土保全林を所有する企業や、②平成一八〜二〇年の三年間で三〇ヘクタール以上の森林を取得した企業、③平成二一年度に森林を取得した企業の三グループについて、道庁はアンケート調査を行った。合計二一四一社に対し郵送したところ、宛先不明で戻ってきたものが九一三社（四三%）。これも含めて外資なのかどうか、出資割合等がわからない企業が一二五八社あったという。実に六割が不明地主なのである。

同様のケースは北海道以外の本州・九州などでも、同程度にあることが予想されよう。それらの特定と公表は容易ではない。

注：日本企業や日本人をタミーとして介在させたケースでは、この調査対象から外れてしまう。公表された事例は氷山の一角にすぎないという指摘は妥当であろう。

なぜ日本はこれほどまでに土地管理が杜撰なのか？

外資の森林買入に対する一般的な見方は、〈すべてが合法的な売買であって、ことさらに問題視すべきではない〉であり、〈だれが所有しようとも、適正に山が管理されるならば問題はない〉——である。これらは、国土利用計画法や森林法に照らしてみても、すこぶる正論だ。しかし、ひとたび転売が頻繁に繰り返され、

地主が行先不明になったりすると困ったことが起きる。そういう国土が国内で広がっていった場合、公的主体がなすべき公共サービスの原資が得られないことになる。加えて、道路開設など何らかの事情でその土地を公共が使用・収益することも将来考えられるが、そのときに土地所有者が不明であったり、何らかの理由で呼び出しに応じなかったり、行政側に協力しないと触れない資源になり下がってしまう。その危険性がゼロではないのである。

もっと言えば、当該地の地籍調査（国土調査）が終わっていない場合、また公図がきちんと揃っていない場合、境界は確定しておらず、毛筆で描いた漫画のような図面しかないから現場では紛争のもとになる。特に、地図混乱地域（登記所の公図と土地の位置・形状が著しく相違している地域）では、「時効取得」を根拠に、二〇年経つと、後発の参入者が所有権を一方向的に主張していく可能性さえある。

わが国では不動産登記簿も正確な情報を表しておらず、所有者の登記漏れ、相続時の名義変更漏れは珍しくない。つまり、誰がどの土地を、何の目的で所有しているか、国家として現状をきっちり把握する仕組みがないのである。

これを知ったドイツ銀行の日本支店長は、驚いてのけぞった。

「地籍がないということは、担保価値がないことだ。本国に報告しなければ……」

そして、「信じられない」を繰り返した。ちなみに独仏では地籍は一〇〇%確定済みだ。特に独では、軍が森林境界についての情報を一元的に管理している。哀しいかな日本は、大閩検地以来、境界確定が手つかずという土地が全国いたる所で残ったままで。

戦後、経済成長とともにハードインフラの道路や鉄道を完備してきたわが国だが、実はソフトインフラについては信じがたいほど、整備してこなかった。そのつけがこうした土地問題や年金問題として重くのしかかってきている。

注：わが国の地籍は、国土の四九%しか確定していない。残り五一%は未了だ。都道府県別にみると、地籍調査の進捗率は大阪府が八%、奈良県が一%、神奈川県が二%である。林の約六割が未了である。

・鎌倉時代の御成敗式目以来、事実上、その土地を長期にわたって実効支配した場合、その配権を正統性を問わず認めるという考え方による。民法一六二条に規定されている。

せめて海外並みの法制度を日本に

外資の思惑と地域の公益は、必ずしも一致しないことがある。そう考えていくと、国境離島や重要水源林の扱いは、安全保障の観点も含め、さまざま要素を併せ考える必要があるだろう。

海外では国境付近の土地について、規制をしている。

チリは国境から一〇km以内、ペルーは五〇km以内、メキシコは一〇〇km以内の土地（不動産）

について、外国人の所有を制限している。水資源や鉱山の直接所有を規制しているケースもある。韓国の外国人土地法は、軍事目的上必要な島嶼地域、文化財・生態系保全地域等の土地売買について制限をかけ、許可制としている。

米国のFINSA（外国投資国家安全保障法：二〇〇七年）は、国家安全保障の観点のみならず、重要なインフラ（critical infrastructure）の概念を外資規制の観点として追加している。

九・一一同時多発テロ以降導入されたもので、その機能不全・破壊が経済安全保障、公共の衛生・安全に劣化をもたらすと判断された場合、同法によって外国投資が規制される。国にとって重大なシステムや資産が該当する。

要は、〈買われてしまうと国益を損なうモノ〉や〈買い戻せないモノ〉は売ってはいけないということだ。

けれども日本の場合、それらへの備えがあまりにも不十分だ。外国人土地法（大正一四年制定）は政令以下が存在しないから眠れる法律のままだし、外為法（外国為替及び外国貿易法）も、不動産業へのM&A投資なら事後届出だけでよい。ポヤポヤしていると収用不可能な土地があちこちに現われかねない。

にもかかわらず、個人の所有権がおそらく世界一強いから、成田の国際空港や東京外郭環状道路は何十年経っても完成しない。日本国内では私的財産権（不動産所有権）は政府の公権に對抗し得るほど強く、何人も不動産の私的権利

をどこまでも主張できる可能性がある。これらの事情を知悉した上で、森林買収を進めているとするならば深謀遠慮。仮に国家ファンドが主役だとすれば、すぐれた国家戦略であろう。

注：アジアで外国人が自由に土地を所有できる国は限られる。中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン、アブダビでは外国人の土地所有は認められていないし、韓国、インド、シンガポール、ドバイは制限付きだ。

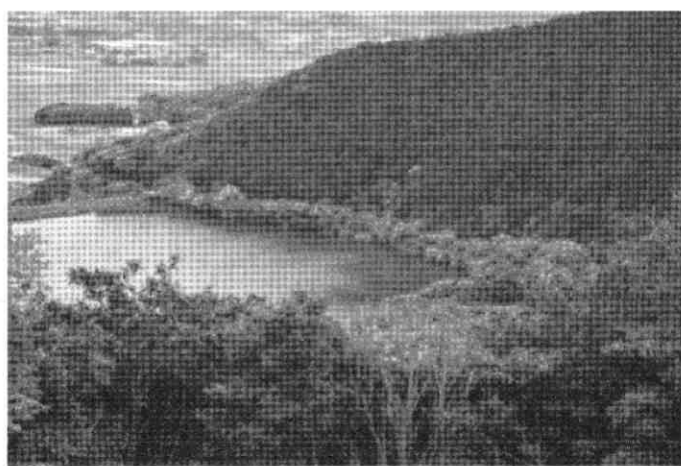
対策はないのか？

外資の森林買収が噂から現実となり、「これではまずい」と自治体が反応しはじめた。水源林の〈公有林化〉である。

〔私有林の買収は〕水源林管理者として望ましくない企業や人物の取得を防ぐ効果もある〕
そういう東京都（幹部）は二〇一〇年六月から奥多摩水源林四〇〇〇ヘクタールを都有林化するため募集を開始したし、ニセコ町は町内森林の外資化が判明した同年九月、水源周辺の森林を町有林とすべく、外資との交渉に入ることを決めた。北海道乙部町でも、町内で森林買収の話があれば、すべて町が買い上げるとして、急遽二七〇ヘクタール分の予算を用意した。

しかし、これらの取り組みがすべての自治体でできることではない。多くの自治体ではその資金さえなく、手をこまねいている。とりわけ、国境離島を抱える小さな自治体が窮乏している。

九州の国境離島・対馬では、海につながるそ



国境離島の水源林（九州）

の山は、手入れが四〇年も続けられた立派な山だが、経済的に苦しくなった持ち主はもう持ちきれない。場所が場所だけに慎重を期すべきと思ったが、ブローカーは買い手を問わない。

おそらくそう遠くない将来、現地不動産屋を経由したその山は、国際標準でその国土の価値を真に理解するセクターの手に渡っていくことだろう。「日本の森の再生力はすばらしい」「その手つかずの自然の安心さが魅力です。」そう評価する人たちへ。

疎になったエリアに外部からの新規参入があ

り、やがてそのエリアが一新されていく。グローバル化とはそういうものだ。ただし、要素は複雑にからみ合う。事の善悪（不心得の投資家か否か）を、（外資か否か）という単純な構図にしてしまつては解決の糸口は見つからない。投資家の出自だけを問うて盛り上がりつてしまふのは、不適切だ。

むしろ、日本国内の関連法規、とりわけ土地（林地）にかかる制度の不備、不適切さを問題視すべきである。

重要なエリアを峻別し、まずはガードすべきルールを用意することである。この場合、公有化が必要であるならば国の支えも不可欠だ。

世のトレンドは規制緩和ばかりだが、開発規制面や環境保護面では強化しなければならぬ部分もある。「土地持ちは常識外の変なことではないだろう」——もはや、そんな持ち主の倫理感にゆだねる性善説では成り立たなくなっている。

なし崩しのかつ無差別に国境離島や奥山水源林の不動産が蚕食されていく前に、ブロックすべき重要な空間（国家安全保障、また公共公益性の観点から重要であると判断される国土）を衛る。手遅れになる前に、法制度を整えるべきだ。

確かに昨今の経済活動を俯瞰すれば、内向きの経済だけでは描きづらくなっている。しかし、そういった環境にあつても、優先して取り組まねばならない課題が「国土」である。

二〇一〇年五月、「低潮線保全・拠点施設整

備法」により、一定海域を保全区域とし、持ち主が決まつてない二五島を国有化していくことを定めた。中台の動きに対抗したかたちで、わが国も海洋権益保全のために駒を進めている。

また同年十月末、菅内閣は外国人や外国資本による国内の不動産取得について、「安全保障上の必要性や、個人の財産権の観点などの諸事情を総合考慮した上での検討が必要」とする政府答弁書を閣議決定した。

与野党でもこうした問題についての勉強会がはじまり、自民党は一月末、地下水の利用規制を可能にする緊急措置法案と、森林所有者の届け出を義務づける森林法改正案を衆議院に提出した。

時間は限られている。「国土」や「森林」保全に関する法整備は急務だ。

（ひらのひでき・東京財団研究員）

《参考文献》

- 東京財団「グローバル化する国土資源（土・緑・水）と土地制度の盲点——水源林の危機Ⅱ」
- 二〇一〇年一月
- 平野秀樹・安田喜憲『奪われる日本の森』（新潮社）二〇一〇年

林業経営体五年で三〇%減少

二〇一〇年世界農林業センサスによると、林業経営体は五年前に比べ六万経営体（三〇・一%）減少した。面積規模別経営体数を見ると、この五年間に一千鈔以上層では〇・八%増加したが、一千鈔未満層では、五鈔未満三五・三%減、五〜一〇鈔層三一・二%、一〇〜二〇鈔層二七・三%減、三〇〜一〇〇鈔層二一・八%減、一〇〇〜五〇〇鈔層一七・六%減、五〇〇〜一千鈔層四・九%減となつており、規模が小さい階層ほど減少率が高くなっている。

保有規模別に林業経営体数の構成割合をみると、五鈔未満層三一・二%、五〜一〇鈔層二九・四%、一〇〜二〇鈔層二〇・〇%、二〇〜三〇鈔層七・二%、三〇〜一〇〇鈔層九・〇%、一〇〇鈔以上層三・二%となつている。所有形態別林野面積は、国有林七二二万鈔（二九・一%）、民有林一七六三万鈔（七〇・九%）、林野面積は二四八五万鈔で国土面積の六六・六%を占めており、五年前に比べて大きな変化はなかった。

新たな拠点を北海道の田舎に求めて

内田 健 一

(森と木の技術と文化研究所 代表)

一昨年の六月、家族四人で、北海道の田舎に移住した。それまで住んでいた、信州の伊那谷からの引越し大作戦である。

もともと私は、一八歳まで神奈川の海沿いの町で暮らし、ごく普通の高校に通っていた。卒業生のほとんどは、満員電車で二時間ほど揺られ、都心周辺の学校か、会社に通う。

けれど私は、大規模な団地で、サラリーマンの子として育ったくせに、都会が苦手だった。自分が、都会で学んだり働いたりする姿だけは、どうしても想像できなかったのだ。

しかし、高校も最終学年になれば、進学就職かくらいは決める必要がある。それで、仕方なく訪れた進路資料室で、大学には、農学部という学科があるのだと、初めて知った。

ベットタウンで育った私には、農林漁業者と知り合う機会はなく、おまけに、親や教師、友人などの身近な人たちは皆、なぜか田舎や一次産業をかなり蔑んでいた。

しかし、仮に地方大学の農学部に通えば、親元を離れて「あこがれの田舎暮らし」が、一八

歳で実現できる。おまけに農学部には林学科もある。よく分からないが、山好きの自分にぴったり、という感じがする。

農学部を持つ地方大学はたくさんある。けれど、ここはやはり、日本アルプスの麓にある信州大学が本命だろう。とにかく目標は、田舎で、山登りばかりして暮らすことだ。

けれど、私の夢に対して「田舎は情報が少なく、まともな勉強はできない」と酷評する教師や、「都落ち」「今更、林業など勉強してどうする」と陰口する同級生も多かった。

そんな最初のきっかけが縁で、私はその後、二〇年ちかい時間を信州の伊那谷で過ごした。私にとって、伊那谷はなかなか素晴らしいところだった。いつも、古い農家の一軒家を借りて、のんびり暮らした。

古屋をあちこち修繕したり、隣接した畑で野菜やスイカを育てる楽しさを知ってしまうと、もう普通のアパート暮らしには戻れない。

仕事のために、徳島や岐阜、安曇野などでア

パート生活をしたが、どういうわけか数年後には、やっぱり伊那谷に戻ってしまう。

伊那谷が私にとって、住みやすいと感じられた大きな理由のひとつが、町の中心から離れた集落の中で、手頃な農家の空き家を探し、そこに住める、ということだったのだ。

集落には、昔ながらの村の暮らしが生きているから、大家さんや近隣の人たちとのつきあいも味わい深い。いつの間にか、伊那人の物考え方や食文化などの民俗にも詳しくなる。

伊那谷は、信州の他の地域と比べて、中央思考や拜金主義に染まっている人の割合が少なく、おおらかな性格の人が多いところが、私にとっては何より魅力的だった。

伊那谷には、大学の恩師、島崎洋路さんもいる。島崎さんから学ぶ伊那谷の生活全般が、これまた非常に楽しかった。

もちろん、山や高原が多く、ときに仕事の対象ともなる森林も豊富な伊那谷の自然環境も、私がそこに住む大きな理由だったのである。

その後、私は結婚した。そして、伊那谷の一角にある山沿いの集落で、妻とともに幼い男児二人を育てることになった。

子どもができる、急にそれまでとはまったく違う角度で物事を見るようになる。私にとっでは、いろいろなことがすべて新鮮に感じられ、なかなか楽しい毎日だった。

春先に、ある桜の名所に出かけたときには、障害者を優先させると横柄な態度でやってきた車椅子の押し手に憤慨し、意地でも道を譲らずベビーカーを疾走させたこともある。

やがて子どもは、自分で歩き、遊ぶようになる。長野県は待機児童がゼロ。子どもは、三、五年間、公立保育園に預けることが、私たちが住む集落の常識だった。

子どもが保育園通いを始めると、親同士のつきあいができたりして、地域の子育てに関する習慣や考え方がよく分かるようになる。

そして実際には、今の信州の子供たちは、ほとんど外で遊ばず、親も、子どもを外で遊ばせたいとは思っていなかったのである。

だから遊びは電子ゲームが主流。しかも、小学四年生未満は、子どもだけで自転車外出禁止。指定ヘルメットの決まりもある。

おまけに登下校時の通学路には、五〇〜一〇〇メートルおきに監視の大人が配置されているから、自由に道草も食えないのだ。

さらに近年は、子どもを塾通いさせ、進学競争に熱中する親も多い。「カブト虫より勉強の虫」という塾のチラシには、かなり驚かされた。

結局、気がつけば、素朴さが魅力だった伊那谷に住む人のほとんどが、今では都市化を指向し、田舎が大嫌いになっていったのだ。

整備されたバイパス沿いには、大駐車場を備えたパチンコ屋が林立。屋外の巨大モニターで昼夜、刺激的な画像を流し続ける。

以前からあった商店街はシャッター通り化し、全国チェーンの量販店やファストフード店、コンビニの看板ばかりが目立つ。

若者の主な仕事は、製造業の工場。以前は日系ブラジル人も多かったが、最近の不況で、日本人の派遣労働者がそれに変わってきた。

やはり出身地の大阪が苦手で、山登りや農作業が大好きな妻と、なんだかおかしいよなあ、と話す機会が、徐々に増えていったのだ。

そんな、子育て中に感じた違和感がきっかけで、あれこれと考えてゆくと、私たち家族にとって、本当に伊那谷がベターな住処なのか、という根本的な疑問が沸いてくる。

河川はすべて、コンクリートの護岸か三面張り。当然魚影は薄い。許可された時期に入漁料を払わないと釣りもできない。

近隣の里山は、所有と権利が細分化され、他人の入林を嫌う。山を持たない私たちには、散策や、山菜、キノコ採りも自由ではない。

それなのに、山林の手入れをする者はごくまれだ。山頂まで荒れたカラマツ林で覆われた里山の景観は、もったいないし、情けない。

農耕者が高齢で引退しても、若い世代は畑が

嫌いだから、耕作放棄地が増える。野山が荒れれば、野生動物による害も、当然、増える。

日本アルプスの峰々はもちろん魅力的だが、逆に、大きすぎるし、険しすぎて、幼い子ども連れで登れるような山ではない。

さらに、伊那谷は、私の仕事や収入の面でも、まったく魅力のない土地になっていた。

私が、山沿いの集落にやってきたのは、その集落の財産区有林の整備を、親方として任せてもらえたからだった。

しかし当時、皆から尊敬され、政治的実力もあつた集落のリーダーは、私が岐阜で森林学校の教師をしている間に亡くなってしまった。

その後、集落では、林務担当者同士の激しい対立が起こる。当然、もはや私のような者が、集落の山に関われる状況ではない。

もともと伊那谷は、森の専門機関が多い。市町村と森林組合に加え、大学の森林科学科と高校の緑地工学科、それに県の林務課もある。

近年は、都会から「インターン」してきた作業者や専門家も多い。いつの間にか伊那谷は、森の専門家が集う、特殊な地域になっていた。

そんな中で私は、岐阜の学校を辞めて二、三年の間、毎日勝手に、森や林業のことを考え、それを本にする作業に没頭した。

おかげで、自分なりに、森や林業のことがよく分かったし、自分の技術や知識は、社会で十分に通用するだろうとの自信も得た。

しかし、森の専門家がたくさん集う伊那谷で

は、どここの組織にも属さず、何の肩書きもない私に、仕事を依頼してくる者はいない。

知識が必要ななら、大学の先生や有名専門家に聞けばよい。技術が必要ななら、素材生産事業者やイターンの者のグループに頼めばよいのだ。

結局、私は、よその地域から講師として招かれることはたびたびあっても、伊那谷で本格的に森の仕事をするとはできなかった。

もちろん、山林を買い、勝手に森づくりをする作戦もある。集落では、土地持ちと借家暮らしで、差別的に権利も違うから、永住するならば、自分の土地や住宅を手に入れるべきだ。

しかし伊那谷は、土地の値段が高く、とても私たちに手が出るレベルではないのである。

私と妻は、田舎が好きだから、田舎の素朴さが残る伊那谷を選び、そこで暮らした。

しかし、荒れ放題の山林と、ダムだらけの川は、とても豊かな自然環境とはいえない。地域住民の都市化志向も進み、もはや、屋外で子どもを自由に遊ばせることさえ難しい。

つまり、豊かな自然環境と素朴な人間性、かつて伊那谷が持っていた大きな二つの魅力が、ふと気がついてみると、ごくありふれレベルに低下していた、というわけだ。

けれど、すべての問題は、私たち家族が、もっと自然環境が豊かで土地の安い場所に引っ越せば、ごく簡単に解決する話なのである。

信州が「狭い」と感じたなら、もう、次の目

的地は、北海道しかないだろう。そこで早速、妻がインターネットで調査を開始だ。

まずはやはり、メジャーな地域からチェックする。大雪山麓や日高山脈東側などだ。けれどそうした場所は、観光地化や都会志向が進み、実際には、伊那谷とあまり変わらない。

そんなとき、私は、ふとした思いつきで、札幌と函館の間くらいがよいかもしれないぞ、とパソコンに向かう妻に声をかけた。

私も妻も、札幌と函館の間にはまったく土地勘がない。けれど、おそらく豊かな山や森がある田舎だろうし、そろそろ海も懐かしい。

それでさらに調べた結果、渡島半島のちょうど中間の、黒松内という小さな町が、私たちの求めている条件にぴったりだったのである。

おまけに町役場が、移住者に対して手厚く世話を焼いてくれる。「イターン」ではなく、「移住」というところが素敵じゃないか。

そうと決まれば話は早い。トントン拍子に話は進み、半年後の二〇〇九年六月には、いよいよ引っ越し大作戦を実行することになった。

しかし、お世話になった集落の方々に、家族で北海道に移住することを伝えると、まったく理解できない、という反応が主流だった。

信州から東京や名古屋などの大都市圏に移動することは普通である。しかし、さらなる田舎に引っ越すなんて、どうかしている。

しかも、勤め先の事情などではなく、自然環境の豊かなところで子どもを遊ばせたい、なん

という理由で移住を決断したことも、まじめな信州人を困惑させてしまったようだ。

唯一、島崎洋路さんだけは「おー、ウッチャン、それはいいねえ」と、素晴らしい反応と応援をしてくれた。

新たな拠点は、北海道、黒松内町の中心部から、二〇キロほど離れた、戸数十二軒の「限界集落」、「田舎の中の田舎」である。

広々として開放的な、傾斜の少ない土地に、真ん中を流れる清流と、周囲を囲む小高い山々が、よいアクセントを添えている。

村人たちの生業は、酪農、肉用牛、稲作、養豚などだが、すでに仕事としての農業は引退して、自家消費用の菜園だけを耕す人も多い。

私が早速取りかかったことは、古屋の修繕と、家の近くまで攻めてきていた背丈を超える笹藪、フキ、イタドリなどの刈り払いだ。

朝からエンジンをつららせて、徹底的に藪を刈る。次に、森林組合から買った広葉樹を、どんどんと玉切って、薪に割る。

抜ける寸前になっていた床を張り替え、煉瓦で炉台を組む。そこに、鋳物の薪ストーブに自作の二重煙突を組み合わせて設置する。

さらに、薪小屋の建設、薪も使えるオリジナル給湯器の組み立て、台所の改装と本棚づくり、という具合に、毎日作業に汗を流した。

集落の人達は、私のそんな活動を、好感を持って受け入れてくれた。彼らは、若いときに伐採や造林で稼いだから、人が作業する様子を見れ

ば、だいたいその人のことが分かるのだ。

彼らだって、今度、「内地」から移住してきた人が、どんな人物で、集落にとけ込めるのかどうか、かなり不安だったのである。

私たちの新たな拠点である黒松内というところは、とにかく自然環境が抜群に素晴らしい。

町の中に日本最北限の、豊かなブナの天然林が一〇〇ヘクタールほどあって、町役場から車で五分十徒歩一〇分で到達できる。

日本海と太平洋に、それぞれ車で三〇分。ダムのない清流には、アユやヤマメ、イワナがうようよ。秋には、蛙の大群が遡上する。

気候は、北海道の他の場所に比べて、雨や霧の日が多く、日照時間がやや少ない。冬は、二メートルほど雪が積もる多雪地だ。

最初に驚いたことは、水と空気のままさである。伊那谷だって水と空気は悪くないはずだが、とにかく段違いにうまいのだ。

それとやはり、巨大な天然の広葉樹林が近くにあることで、人はこんなにも心落ち着くのだ、ということも初めて知った。

子どもたちにとっても、今回の引越し大作戦は、最高に素晴らしい出来事だったようだ。とにかく、森や草原、畑や小川などで、毎日思いっきり遊べるのだ。

春から秋は、虫採り、土・泥遊び、水遊び、魚釣り、森や草原の散策と探検、それに自転車。冬でも、ラッセル、そり、雪への飛び込み、雪

洞と、遊ぶべきことは山ほどある。

趣味の菜園としては町内一広い、妻の育てる一〇アールの畑で、種まきや収穫を手伝うことだって、子どもらにとっては楽しい遊びだ。

さらに、集落には子ども好きな高齢者が多く、それも「勉強なんてどうでもいい、子どもは外で遊ぶのが一番だ」という人ばかり。

しかし、ここ二〇年ほどは、集落に子どもはいなかった。そこに新たに、ちょうど遊び盛りのやんちゃ坊主二人が、やってきた。

すぐに、子どもは集落全体の孫のような格好となる。とくに隣人は近所でも有名な子ども好きだから、毎日のように遊びに行つて、おやつを食べ、楽しく過ごして帰ってくる。

雪が残る春先には、皆が、我が家の鯉のぼりを楽しみに待っていると聞き、あわてて雪を掘って竿を立て、布の魚を泳がせた。

黒松内では、ほとんどの子どもが通う中心部の小学校と、全校児童が一〇人に満たない、郊外の複式少人数校を、自由を選択できる。

私たちはもちろん後者を希望。校長先生以下全員で給食を食べ、山村留学生も来るのだから、きつといっぱい遊べるだろう。

今回の移住は、私の仕事、森や林業に関する研究や実践活動などの面でも、予想以上により影響を与えたようだ。

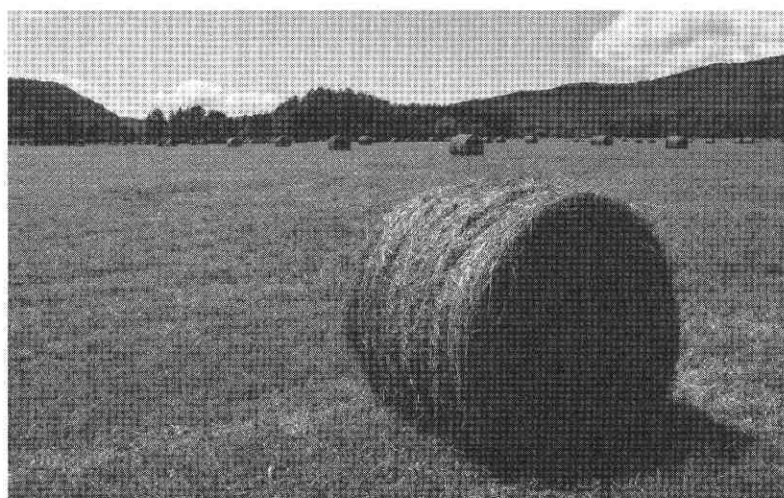
黒松内の天然ブナ林は、北海道大学造林学の初代教授だった新島善直が、その価値を見いだしたことがきっかけで、戦中戦後の、二度の伐

採の危機から守られた。

新島は、ドイツの林業家フォン・ザーリッシュの著作『森林美学』を、日本の表情に合わせて刊行したことも知られている。

そして今でも、黒松内の北限のブナ林は、森林の生態に関心を持つ者の間では有名で、全国から数多くの研究者がやって来る。

しかしすでに、黒松内を取り囲む山々の年取っ





た大きなブナは、そのほとんどが伐採され、跡地は広大な笹藪になっている。

それで、町立ブナセンターのスタッフや有志によって、四年前にブナ林再生プロジェクトが発足し、ブナの種を採取して苗木を育て、それを山に返す取り組みを行ってきた。

ところが、苗木の生産も、人工植栽したブナを大きく育てることも、予想以上に難しく、努

力の割にはなかなか成果が上がらなかった。

また町では、ブナの天然生林や、よそに転売されそうな山林を見つけて積極的に買い取り、森林の保護や育成に力を注いでもきた。

しかし、黒松内に集まる研究者は、科学的な調査や解析は得意でも、造林や育林などの知識や技術は持っていない。

おまけに、大学や道の事務所など、相談に乗ってくれそうな機関も、町からは遠い。

つまり、黒松内にはこれまで、森に対して現場で実的な取り組みができる技術や知識を持った人材が、いなかったのである。

そこに、まったく恥ずかしいことに、黒松内がブナの北限であるということさえも知らなかった私が、たまたま移住してきた。

だから、私の技術や知識が役に立つ場面がある。私は、ブナの人工造林が難しいと聞けば、さらにやる気が出るタイプの人間なのだ。

そんな風にして、移住から一年が経過した。同じ土地に一年も住めば、自分の集落以外のいろいろな事情も見えてくる。

最近になって、よく分かってきたことは、黒松内でも、町の中心部に住む人は、実は「田舎が大嫌い」だった、ということだ。

この町では、人口が中心部に集中し、郊外の農業者とは生活スタイルが明確に違う。だから、畑の土さえいじった経験のない子どもも多く、親が「土は汚い」と教えるそうだ。

身近に、豊かなブナ林や清流があるといっ

ても、それは学校の遠足などで一度か二度訪れるだけ、という人がほとんどだ。

そして、私たちにとっては天国のような集落も、「老人ばかりのへんぴな場所」と、中心部の住民からは、蔑まれていたのである。

長男の就学時検診で、初めて多くの母親と顔を合わせた妻は、皆が「熊、出ますか」と聞くので、嫌な気分になったらしい。

私も、「そっちは雪が大変でしょう」という町の人に「いや町の方が大変でしょう」と答えて、不愉快な顔をされたことがある。

田舎が大嫌いな町の人は、田舎の集落では、よるざることには不自由な生活を強いられているはずだと、思いこんでいるらしい。

結局、私が四三年間、祖国である日本という国で暮らしてよく分かったことは、日本の隅々にまで、重度の「田舎嫌い病」が蔓延してしまっている、という事実である。

都市住民は田舎や農林業を軽蔑し、田舎や農村でも、さらなる田舎を軽蔑するという、軽蔑の繰り返しの現象が、日本中で起こっている。

それはある意味、明治以降、とくに戦後の学校教育と、マスコミなどの情報も含めた、徹底的な「洗脳」の成果でもあるのだろう。

子どもどものときから日常的に「先進国」や「途上国」なんていう言葉を聞かされ、たくさん勉強して、上級の学校や勤め人を目指させ、と教えられれば、誰だって、田舎嫌いになる。

そもそも、資本家にとっては、皆が田舎を嫌

い、都市化を指向することこそが、物やサービスを提供する、絶好のチャンスなのだ。

皆が、田舎は楽しいなあ、と感じて、昔ながらの生活をされたのでは、経済など永久に活性化しないから、国や資本家は大きい困る。

だから、国や資本家は、教育やマスコミを通して、皆が田舎を蔑み、都市化を指向するような情報を流すことが、ある意味で当然なのだ。

農業や林業は、もともと田舎でするものだ。

田舎が理解できない者はかりになってしまっ、この国の衣食住の将来はどうなる。

最近「田舎」を語る論客も多い。けれど、都会的な思想や仕組みを持ち込んで、田舎の不便さを解消する、といった話ばかりだ。

都会から田舎に来て、よく似た都会出身者や、都会志向をもつ地元者だけと人間関係を結ぶ者が、実際には大多数なのである。

移住から一年経った昨年の夏、より積極的な考察と実践を行なうことを目的に「森と木の技術と文化研究所」という器をつくった。

研究所といっても、スタッフは私と妻だけ。きわめて零細な陣容である。

私はもともと、技術屋だから、本来、施業技術や作業システムなどを中心に森を探索し、実践し、そして語りたい。

しかし、考えれば考えるほど、日本の農林業や山村の未来は、国民が共有している意識や思想に影響される部分が大いと感じるのである。

私たちの集落は、新聞配達がなく、高校に通った人もまれだ。しかしそのおかげで、素朴で楽しい暮らし方が、健在だった。

研究所では、森や木の技術と文化を探ることにももちろん、もっと幅広く、山村の暮らし方の全体を、探求、実践してゆきたい。

やがてその活動は、一人でいくつもの職人を兼ね備えた「百姓」の方向に向かってゆくのかもしれないなあ、とも感じている。

それも結構、実に素敵なお話である。「田舎の中の田舎」から、「真の田舎者」として情報発信できれば、とも考えているところである。

もちろん、日本や北海道の森の姿を、何とかより美しく豊かなものに変え、将来につなげてゆくことも、私の大きな目標なのである。

国民森林会議第二九回総会

日時・二〇一一年三月九日(土) 午後一時から

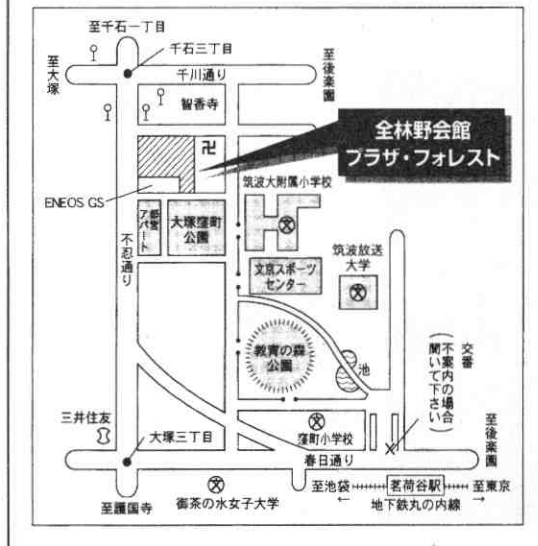
場所・東京都文京区大塚三・二八・七

全林野会館 六〇三号

○ 記念講演 午後二時から

講師 岡田 秀二氏 (岩手大学農学部教授)

○ テーマ 「新しい森林政策の枠組みを解く」



マツ林は「宝の山」 マツ林再生による地域活性化事業

吉見次郎

(上伊那森林組合)

「マツタケは採るものではなく、造るもの。」
師匠の藤原儀兵衛氏の力強い言葉が山に響く。
藤原氏は、マツタケ造り五〇年以上の実績をも
つ、指導林家。「上伊那のアカマツ林は宝の山
だ。あと数十年もすれば上伊那はマツタケ生産
のメッカになるはずだ。」このことばから今回
の農林中央金庫によるFRONT80森林再生事
業の支援事業である「マツ林再生による地域活
性化事業」マツタケ増産に関わる整備とそのマ
ニユアル作成の計画は始まった。

長野県は京都や中国地方ほど産地としては有
名ではないが、マツタケの収穫量では全国トッ
プクラスである。中でも上伊那地方はその中心
的な産地であり、収穫量そのものはマツクイム
シによるアカマツ林の被害や気候変動の影響を
受けて減ってはいるものの、毎年安定した出荷
量を市場に出している。

上伊那地方の森林はおよそ一〇万ヘクタール、
そのうち民有林が七万ヘクタール弱。樹種別で
は、針葉樹が全体の六割強を占め、このうちの

四割がアカマツ林である。市街地から続く山林
の多くはアカマツ林であり、農用林として利用
されてきた二次林が四〇年を経て成林したもの
だ。その蓄積材積は、カラマツやヒノキ、スギ
を大きく上回っているにもかかわらず、梁など
への利用が年々減少し、材価も大きく低迷して
いるために、材木生産の上ではお荷物的な存在
となってきた。お金をかけて整備したところ
で、材木としての価値がないため、多くのア
カマツ林は整備されることなく放置されてきた。
この放置林に追い打ちをかけるかのようにマツ
クイムシが猛威をふるい、すでに南部の中川村
地域では多くのアカマツ林が崩壊してしまった。
アカマツは材木としての価値が大きく低迷して
しまったとはいえ、アカマツ林はこの地方の景
観そのものであり、マツタケをはじめとする徳
用林産の生産林でもある。マツクイムシによる
被害地は別としても、その影響を受けにくいと
いわれる標高八〇〇mを越えるアカマツ林につ
いては、整備保全が必要とされる。まずは価値



1列になって森林を整備(紫かき)

がないと思われるアカマツ林を、価値のある「宝の山」にしなければマツクイムシの影響がなくとも、このまま整備されなければ自然遷移の中でマツ林は後退を余儀なくされるはずである。

「マツタケの採れる山を造れば、自然と山は良くなり、マツタケが採れなくなってからでも生産林としての山の価値は下がらない。マツタケの収穫は、地域に収益をもたらすだけでなく、山の価値を再確認させ、山に愛着を抱かせるきっかけになる。まさに「アカマツ林は宝の山」。こんなに良い山を放置する人の気が知れない。森林組合は補助金の仕事や依頼された山の整備をするだけでなく、もっと山の良さを山主に伝えるべきであり、山のためになることをすべきだ」。森林組合の理事であり、指導林家でもある藤原氏の言葉は耳の痛い話ではあるが的を射ており、マツタケ山造りにかかる話は、非常に魅力的であった。マツタケ山造りを進めれば、山から離れてしまった山主の心をもう一度戻すことができるかも知れない。藤原氏が長い年月をかけて培ってきたマツタケ山整備にかかるノウハウを地域に紹介すれば、アカマツ林の保全とともに地域活性につながるに違いない。五〇年にも及ぶ藤原氏の研究成果を、是非とも地域に紹介していきたいので全面的な協力をお願いしたいと依頼すると、氏はいとも簡単に快諾され、ご自身の研究成果が地域に役立てば本望であるとも述べられた。

事業地には、今後マツタケ生産林としての十

分な価値をもつ標高八〇〇mを越えた伊那市貝沼区の区有林六haを選び、その整備には区有林の管理者である地域の方々に直接関わっていたべくこととした。地域の人々を採用する理由は、自分たちの山に対し愛着を感じ、マツタケ山としての可能性を見いだしていただくためにも、実際に整備に関わってもらうのが一番であると考えたからである。募集により地域の方一〇数人を臨時雇用者として森林組合で雇い入れ、事業の説明とともにその整備方法伝授する代わり



整備されたマツタケ林

に、ご自身の山でもマツタケ山造りを実施していただくことを確約していただいた。

藤原氏が提唱する整備の方法は、大きく二つ。柴かきといわれる地表層（富栄養層）の除去作業。適度な日光と湿度を保つための除伐作業。マツタケ菌の天敵とされるケロウジ、シャクジョウソウの除去。柴かきは特殊なレーキ（熊手）を用いて、とにかく丁寧に、地表を掻きすぎない程度に除去することが肝要になる。マツタケが好む「痩せ地」を造ることが目的である。マツタケ菌はアカマツと共生関係を築くことによって、生育環境を維持している菌根菌の一種である。痩せ地であることではじめて両者は共生関係を築くことができるのである。レーキでの作業は兎にも角にも根気である。作業者は隙間なく一列に横並びになり、腐食層付近にあるマツタケ菌を取り除かないように丁寧にゆっくりと、かつ力強く掻いていく。溜まった柴はすべて一カ所にまとめ、マツタケが開始した後に肥料として使うため堆積させておく。柴かきは、マツタケのシロ（マツタケ菌が息する場所）を見つけるにも重要な作業である。マツタケ発生時期に、当てもなくマツタケを見つけるのは至難の技であり、こうした作業の際に目星をつけておけば、見つける際の指標となる。今回の作業でも数カ所でシロが発見され、実際にその場から多くのマツタケが発生した。発見されたシロ全てから発生したわけではないが、非常に効率良く収穫できたことに間違いはない。

除伐作業は林内の温度管理に欠かせない作業



待望のマツタケが出た

である。マツタケ発生は温度と湿度に影響されるため、温度管理をすることで適度な雑木が地表に適度な陰影を造ることが重要になる。マツタケ山といえばマツ以外の雑木は全て除去する方がよいようにも感じるが、実際には夏の暑さを防ぎ、土の乾燥を防ぐためには特定の雑木の存在が欠かせないのである。ツツジが咲く程度の光環境を整えるために特定の樹種選びそれ以外の雑木は全て除去する。また、ネズミサシなどの特定樹種は、マツタケ菌とアカマツをつなぐ仲人のような役目を担っており、実際にネズミ

サシが近くに生えているアカマツの根本にはマツタケが多く発生している。地際から伐った木は、一本一本の伐り口に筆を使って環境に優しい除草剤を塗り、完全に駆逐させる。通常の除伐作業を行ってしまうと、かえって雑木の勢が増し、マツタケ生育の環境には適さなくなってしまうため、ここでも藤原氏の知識を頼りに丁寧に作業が進められた。

ケロウジ、シャクジョウソウの除去作業は、マツタケ天敵の除去作業である。ケロウジやシャクジョウソウはマツタケ菌の上層に菌を発達させ、生育環境を阻害し、マツタケ菌の養分を吸い取るため、マツタケ生育には重大な障害となる。柴かきの際にケロウジの菌層を取り除き、シャクジョウソウは除草剤を、除伐作業と同様に一つ一つ筆で塗り駆逐していく。特にシャクジョウソウは発生時期に合わせて、山林内をくまなく歩きながら、見つけしだい駆逐していく作業である。一度発生すると、あっという間に生息圏を拡大していくため、完全に駆逐するまで、数年をかけて退治することが要求される。

この他に近年増え続ける鹿やイノシシの対策として柵の設置やイノシシの好物となるワラビの除去なども実施した。鹿はマツタケを食い荒し、イノシシはシロを掘り起こして台無しにしてしまうため、獣害対策は直接生産に結びつくものではないが重要な措置のひとつなのだ。

整備作業は五月から始まり、九月まで定期的に行われた。今年は何年になく梅雨らしい梅雨時期となり、十分な湿り気をもたらした。また、

梅雨明け後の夏の暑さは例年を上回るほどになったが、その後の残暑はそれほどではなく、マツタケにとっては最適な気候となった。期待は高まった。

九月二二日、整備地から最初のマツタケが顔を出した。マツタケの発生は日を追うごとに増え、整備中に発見した多くのシロから採取することができた。最大のシロでは合計五八本のマツタケが発生。整備地全体では合計一キロのマツタケが採れた。大収穫であった。今回の大発生が気候要因なのか、整備によるものなのかは今年の結果からでは判明しないが、整備の成果は少なからずあるはずである。なお、今年是全国各地で大豊作が報じられている。とはいえ来年が楽しみである。

最後に、作業に参加していただいた地域の人々から、藤原氏の提唱する整備方法によるマツタケ増産の手応えと同時に山整備の重要性を多く聞くことができた。また、全ての参加者が一様に「山が愛おしい」「山が大切に思える」と述べられたことは、非常に感動的であった。そして、今回の事業運営が決して間違いでなかったと確信することができた。本事業の牽引者である師匠の藤原儀兵衛氏と本事業を全面的に支援していただいた農林中央金庫には心より感謝申し上げる。本事業によって培ったマツタケ山整備方法マニュアルが普及することにより、地域に「宝の山」がひとつでも多く増えることを期待したい。

森林整備・環境保全に直接支払い 森林・林業再生プランで最終報告

森林・林業基本政策検討委員会（岡田秀二座長）は一月三〇日、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」とする、最終報告書を取りまとめ、森林・林業再生プラン推進本部長の鹿野道彦農相に提出した。

同推進本部は、プランの推進状況を評価・検証する「森林・林業再生プラン実行委員会」を新設して、「路網システム」「森林組合改革・林業事業体育成」「人材育成」「国産材加工・流通・利用」の進捗状況を評価・検証して、必要な改善策を検討する。

報告書は、一〇年以内に国産材自給率を五〇％に引き上げる目標を達成するため、意欲と能力があり、集約施策を実施する森林経営計画作成者に限定して、経費を直接支払う制度、路網の整備、フォレスターの認定制度・施業プランナーの育成を中心とする人材の育成などが柱となっている。

具体的には、林業不振の要因が施業集約化、路網整備、機械化の遅れ等にあるとして、森林・林業施策・制度・体制を抜本的に見直し、新た

な森林・林業政策を構築することとし、森林法改正案を次期通常国会に提出する。

森林・林業の再生に向けた改革の姿（要約）

1 改革の方向

森林・林業に関する施策、制度、体制について
① 森林の多面的な機能が持続的に発揮しうる森林経営を構築するためのビジョン、ルール、ガイドラインの確立に向け、法律改正を前提としつつ、国民に分かりやすく実効性の高い森林計画制度の確立を図るとともに

② 実効性の高い施策を効果的に推進しうる体制を構築するため

a 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、地域が主導的役割を発揮しうる現場で使いやすい制度への変革

b それぞれの段階（国、都道府県、市町村、森林所有者等）における、各種補助事業計画の一元化など計画策定に係る負担の軽減

c 専門知識を持った現場密着の実効体制を整備（フォレスター制度創設、森林施業プ

ランナーの充実等人材の育成）
等の抜本的見直しを行い、森林資源の利用期に適合した新たな森林・林業を構築することが必要。

上記の点に基づき、国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割を見直しつつ、

① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること

② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること

③ 担い手となる林業事業体や人材を育成すること

④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を図ることを段階的、有機的に進めていくことにより、国産材の安定供給体制を構築する条件を整備し、一〇年後の木材自給率五〇％以上をめざす。これらの実施に当たっては、PDCAサイクルによる検証を行い、改革の内容の改善を図るものとする。

このような取り組みを通じて、意欲と能力を

有する者による林業生産活動が継続的に実施されることとなり、山村地域における雇用機会の確保を伴う山村の活性化、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備、炭素の貯蔵、二酸化炭素の排出削減に貢献する木材の利用により低炭素社会の構築にも大きく寄与することになる。

また、国有林は我が国の森林の三割を占め、国民からさまざまな機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から、国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術力・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるように見直すものとする。

2 改革の内容

(1) 全体を通じた見直し

複雑で役割分担が不明瞭であることなどにより形骸化している森林計画を中心に、生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取り組みができる制度にする。併せて、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱ルールを明確化し、持続的な森林経営を確保するための制度的枠組を整備する。また、それぞれの計画の役割・性格に応じ、適切なレビューを実施する。

① 国

森林・林業基本計画は政策の基本的方向（ビジョン）を、全国森林計画は森林の整備・保全の実現のための規範（ルール）、方針（ガイドライン）を示すものとして、両計画の位置づけを明確にした上で、国民各層に分かりやすいも

のとなるよう構成や記述内容を見直す。

森林・林業基本計画と全国森林計画について、実効性の高い計画制度を構築する観点から、策定時期を含め一体的に作成することとし、平成二四年度からの新たな森林計画制度の円滑な実施に向けて、平成二三年度の早い時期に両計画を樹立する。

全国森林計画は、皆伐や更新の考え方・基準など基本的なルールをより明確に示すとともに、生物多様性の保全など新たな国民のニーズを踏まえたものとなるよう記述内容を見直す。

計画量は、国土保全等を担う国の責務に鑑み、広域流域を単位（四四流域）として示すとともに、都道府県との同意協議の対象とする計画量については、計画量の意味づけの明確化と効率的な調整を実施する観点から、森林の整備及び保全に係る最も重要な事項に限定することとし、森林資源の構成そのものの変化を明示する指標である伐採量（主伐・間伐）、造林面積、森林の保安的機能の確保の優先を明示する指標である保安林面積のみとする。間伐については、伐採量のほか参考として間伐面積についても計画量を記載する。

なお、生物多様性の保全に関しては、生物多様性が科学的に十分には解明されていない要素が多いことを踏まえ、いわゆる順応的管理の考え方を基本としながら、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性を確保するため、具体的な森林の整備・保全の対応策について、全国森林計画等で明らかにする。

国の責務として、全国的な観点から我が国森林の現況は動態を把握し、分析内容も含め最新のデータを森林情報として公表し活用する。

森林の区分は、三機能に区分する仕組み（重視すべき機能に応じた森林の三分区）を改め、市町村森林整備計画を樹立する際に、地域の実情を踏まえて市町村が主体的かつ柔軟に森林の諸機能を踏まえた森林の区分を設定できる仕組みに転換する。

この他、森林整備保全事業計画において、初めの五年間の成果目標を国民に分かりやすく明示する。

② 都道府県

地域森林計画は、全国森林計画に準じて記載内容の見直しを行う。特に、現地の実態に即して計画区ごとの特徴を持った計画となるよう、地域特性を反映させた森林の取扱いのルール、ガイドラインを明示する。また、流域全体における生物多様性保全の観点から留意すべき点についても明らかにする。その他必要な事項として、計画事項の自主的な追加ができる旨都道府県に周知する。

森林計画区については、都道府県からの要望に応じ、流域を念頭に行政界や地域特性、流域管理の観点などを総合的に勘案しつつ適時、調整を行う。

各都道府県の林政の推進方針を分かりやすく位置づけられるよう、都道府県の判断により、計画区ごとの計画書を一冊にまとめ計画区別の計画量を付表として情報提供することを可能と

し、その旨を都道府県に周知する。地域森林計画書については、記載内容を簡素化する。

森林整備の円滑化・木材安定供給体制の整備に向け国有林との連携を推進する。

各段階における森林計画の策定や、集約化を推進する際に、必要不可欠となる森林簿の情報について、その情報を向上させることが必要。

このため、森林経営計画（仮称・以下同）を市町村が認定する際の情報、間伐等の施業履歴や伐採・更新が行われた際の情報について、森林簿等で明確にされるよう取り組むとともに、都道府県と市町村の間で共有化を推進する。

③ 市町村

市町村森林整備計画については、地域森林計画に準じて記載内容の見直しを行うとともに、計画事項の自主的な追加を促すよう通知の見直しを行う。

具体的には、森林所有者等に対する森林施業上の規範（主・間伐や保育などの基準）を示すとともに、地域森林計画に記載されている林道を含めた路網ネットワーク全体像が明らかになるよう工夫する。また、生物多様性保全のための施業上の留意点も記載する。

森林の区分に当たっては、市町村が地域の特性を踏まえて、全国森林計画、地域森林計画に記載されている例示を参考に、フォレストによる技術的な支援等も受けつつ主体的に行えるよう見直す。

これらの見直しにより、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとなるよう位置

づけるとともに、計画内容については、森林・林業関係者をはじめ一般市民の森林づくりへの理解と協力を得るため図化するなど分かりやすく示す。

森林経営計画が作成されない森林については、伐採及び伐採後の造林に関する届出制度、要間伐森林制度を見直すことなどにより適切な施業が確保できるよう措置する。

計画の策定に当たっては、地域の関係者の協働による作成を推進するため、森林所有者、森林組合、林業関係者、NPOを含めた合意形成の手續きの明確化を図る。また、森林所有者、森林組合、民間事業者等による具体の森林施業の実施に当たり、それぞれの実施主体に対する市町村の指導が適切に確保できる体制とする。

このような取組を着実に推進するため、フォレストが市町村行政に関与できる仕組みを導入するとともに、複数市町村の共同による計画策定や、都道府県による計画策定の受託・支援といった手法も活用する。また、森林共同施業団地等の設定や森林整備の円滑化などの観点から国有林との連携を推進する。

④ 森林所有者等

効率的な森林施業を確保し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、現行の森林施業計画制度を改め、原則として林班又は連たんする複数林班単位で作成する森林経営計画制度を創設する。その際、自己森林においてすでに持続的な森林経営を実施している森林所有者（一定規模以上の森林を所有）が、独自に

計画を作成することも認める。

森林所有者のほか、意欲と能力を有し森林経営の受託等を通じて森林所有者の森林を含めて森林経営を行う特定受託者が、単独又は共同で森林経営計画を作成することができるものとする。この場合、周辺の森林経営計画と調和を図るとともに、当該森林が所在する市町村の市町村森林整備計画と適合したものとする。

国は、森林経営計画の認定基準として、全ての対象森林に共通の施業基準を示すとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、機能区分ごとに複数の上乘せ基準を示すこととする。

これにより、森林の生物多様性の保全など公益的機能の発揮とも両立を図り、かつ、合理的な路網計画も具備した効率的な施業（持続的な森林経営の基礎）を推進するとともに、最小流域単位での計画的な木材供給の把握を可能（安定供給の基礎）とする。

⑤ 国が示す三機能区分をやめ、地域主導の森林の区分制度の創設

重視すべき機能に応じて目指すべき森林の姿を定めている、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の三機能区分について、区分の実施方法がわかりにくい制度との指摘が多く、また、地域において関係者が当該森林の位置づけや将来の姿について議論する上での材料として利用されていない実態を踏まえ、廃止する。

これにかえて、新たに、森林が有する機能と

して、水源かん養、産地災害防止／土壤保全、快適環境、保健・レクリエーション、文化、物質生産、希少野生動植物の生息・生育地保全等を明示しつつ、それぞれの機能ごとの望ましい森林の姿と必要な施業方法を国、都道府県が例示し、その例示を参考に市町村が地域の意見を反映しつつ、主体的に森林の区分を行う。この場合、公益的機能の發揮の観点から施業上留意する必要がある森林のみを区分することや、これにも区分されない森林（白地）があることも可能。

(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

① 全ての森林所有者に対する責務の明確化

a 伐採、更新ルールの明確化、徹底

森林資源の成熟化に伴い、持続的な森林経営の理念が無いまま無秩序な伐採が行われることが懸念される中、現行制度では、このような伐採行為の防止や伐採後の更新を確保する仕組みが欠如していた。このため、

ア 全国森林計画において、皆伐や更新の考え
方・基準を示す。

イ 無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するため、伐採後の適切な更新が行われない森林に対して、植栽の命令が発せられる仕組み等を導入する。

ウ これらの措置と併せ、森林管理・環境保全
直接支払制度の支援対象を森林経営計画対象
に限定することで、森林所有者等が森林経営

計画を作成することを促し、全ての森林において適切な伐採と伐採後の更新の確保が図られるよう誘導する。

エ 市町村森林整備計画に適合しない伐採行為により算出された木材が違法伐採木材として市場で淘汰される仕組みを導入する。

なお、独立行政法人森林総合研究所等における皆伐や更新と公益的機能の関係等に関する科学的分析等の研究を積極的に進めるとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による鳥獣被害防止計画に基づく対策等と連携して、森林被害対策を推進する。

b 適切な森林施業の確保のための委託の推進

森林所有者に対する働きかけが十分でなかったこと、採算性の低下や世代交代等による森林所有者の林業に対する関心の低下等が、施業集約化など効率的な経済性の高い林業に向けた取組の障害となりかねない状況となっていた。

このため、全ての森林所有者に施業の必要性を認識してもらう努力を行った上で、自ら施業を行い得ない場合には、意欲と能力を有する者への森林経営の委託を進めることが必要。

具体的には、特定受託者による森林経営計画の作成・実行を促進することと併せ、要問伐森林制度を見直し、市町村森林整備計画において間伐すべき森林を明らかにして、森林所有者による自発的な間伐を促しつつ、早急に間伐すべき森林については、特定受託者等の施業代行者が所有者に代わって間伐を実施し得る措置を講

じる。

併せて、森林管理・環境保全直接支払い制度などにより、この取組を推進する。

② まとまりを持った施業を実施しうる体制の構築

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な森林経営を実現するには、面的なまとまりの下、施業の集約化や計画的に路網を整備し、効率的な施業を進めていくことが重要。

森林所有者の責務の明確化や代行制度を措置することと併せて、森林所有者や特定受託者が、面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画制度を創設する。

これにより、計画的かつ効率的な施業実施が確保され、木材安定供給体制の負う地区に寄与するとともに、森林経営の自立に向けた環境を整備する。

この場合、自己森林において、既に持続的な森林経営を実施している森林所有者（一定規模以上の森林を所有）が、独自に計画を作成することも併せて認める。

森林経営計画が継続的に作成されるよう、税制特例による支援策を措置する。

なお、集約化に当たっては、集約化施業や路網設計等に必要な専門的知識・技術を有していることなどの要件を満たす森林組合、民間事業者、森林所有者など意欲と能力を有する者を特定受託者として位置づける。この特定受託者等に対し、市町村長は、集約化に必要な情報の提

供、幹旋等を行うこととする。併せて、確実に森林経営計画の作成や施業の受託ができるよう都道府県、市町村への指導・助言を徹底する。

③ 施業集約化に積極的に取り組む者を対象とする助成制度の創設

集約化等を進め持続的な森林経営を推進していくためには、個々の施業実施に対して一律に助成する現行制度では限界がある。

持続的な森林経営に向けた取組を約束することとなる森林経営計画の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ、必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設する。

この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者ではなく、森林経営の責任を有している者とし、これらに直接助成する仕組みを採用するとともに、森林経営計画の作成に必要な森林情報収集や合意形成など集約化に向けた取組みについても支援する。

直接支払制度の創設に当たっては、国が業種ごとの標準工程を定めて、単価の設定方法を明確化するとともに、補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底等を併せて実施する。さらに、補助事業計画の一元化・簡素化を図る。

④ 公共主体によるセーフティネットの構築
持続的な森林経営の推進により適切な森林整備を推進する一方で、急傾斜地で高標高地など立地条件が悪く、自助努力等によっては、適切な整備が図られない森林等について、公益的機

能の発揮を確保するため、将来的な整備の負担を大幅に軽減する視点から針広混交林化・広葉樹林化等の多様な整備を推進する。このため、必要に応じ治山事業や針広混交林の造成等に転換した水源林造成事業等公共の主体による整備を行うとともに、生物多様性の保全等の観点から地方公共団体等と森林所有者等が締結する協定に基づく整備を行う。

地域において、公益的機能の発揮を図るための適正な整備を特に必要とする森林については、公有林化を推進する。

⑤ 里山等における広葉樹林の適切な整備の推進

かつて里山等では、生活物資であった薪炭材生産のための循環利用を通じた適切な整備が行われ、広葉樹を主体とした生物多様性に富んだ森林が維持されてきた。今日では、薪炭利用が途切れた結果、多くの里山林が放置され、植生の遷移（生物多様性の変化）が進むとともに、竹の繁茂等の問題が発生している。

木材チップ原料、エネルギー利用など木質バイオマス利用の拡大などにより、里山広葉樹林の価値が見直される機運が生じる一方で、今後、奥山も含め広葉樹林に対する伐採圧力が高まる

ことが懸念される状況にある。
このような状況を踏まえて、里山等における広葉樹林を生物多様性に富んだものに再生するとともに、地域資源を有効に活用するため、
a 適切に整備するための施業体系の構築とその実施

b 木材チップ原料、エネルギー利用など新たな需要に向けた供給体制の整備

c エネルギー利用に際しては、カーボン・クレジット取引の仕組み等の活用等について推進する。

また、森林経営計画を林班又は連たんする複数林班単位で作成することを通じて、計画への里山林の取り込みを促し、計画的な利用を確保するとともに、繁茂等の問題が生じている竹の除去やその後の適切な管理と利用を推進する。

(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

① 施業集約化の推進
低コスト作業システムを広範に確立するためには、そのベースとなる施業集約化を施策の基本に据えることが必要。

森林施業プランナーの育成の加速化と能力の向上、森林経営計画制度の創設、集約化森林への支援措置等により、意欲のある林業事業者等が行う施業集約化を助長する政策を集中的に推進する。施業集約化を進める上で欠かせない境界の明確化については、国土交通省とも連携し加速化するとともに、必要な路網の設置に当たったの土地の使用について、使用者が不明の場合にも対応できるように手続きの改善を図る。

また、民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組みむための森林共同施業団地の設定を推進する。
② 路網基準や整備方針の明確化

我が国の森林は、地形、地質、土質、降雨量と極めて多様で厳しい自然条件の下にあることから、路網の作説に当たっては、これまで各地で、地域の条件に感じ、知見、経験の蓄積により工法が発展してきたが、その一方で、損壊する事例もあり、丈夫で簡易な路網作設の基本的事項の整理が必要な状況となっている。

路網を構成する道の区分については、一般車両の走行を想定する林道、フォワード等の林業機械の走行を想定する林道、一〇ト積みトラック等の林業用車両の走行を想定する林業専用道の規格・構造を林道規程に位置づけるとともに、林業専用道、森林作業道、の作設指針を作成する。

路網計画におけるそれぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じてそれぞれの道が適切に組み合わせられた路網の基本的な考え方を整理する。

③ 路網開設等に必要な人材の育成や路網整備の加速化に向けた支援

丈夫で簡易な路網の整備を進めていく上で、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、適切に林業専用道路を作設できる結成者・監督者などの技術者や、施工現場で現地の状況に合わせて適切に森林作業道を作設できる技能者を体系的に育成する仕組みを創設する。

また、一〇年後の木材自給率五〇%以上の目標の達成に向けて効率的な生産基盤を確立するため、路網開設等に必要な人材の育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援を拡充する。

④ 機械化の推進

森林経営の収益性の向上を図るためには、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの導入が必要。

最適な作業システムの導入に当たっては、林地傾斜、地形、地質、森林現況などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の規模、木材加工業の現状などの社会経済条件などを踏まえて決定すべきであり、今後、地域で合意・納得した方向と戦略を明らかにすることが必要。

森林資源の成熟に伴う伐採木の大型化や木質バイオマス需要の増大等の変化に対応する林業機械を開発するとともに、国内外の先進林業機械について、我が国の立地条件に適合させるための改良とその評価・分析等を通じ、将来の作業システムの方向性を明らかにする。

加えて、生産性の高い作業システムを普及させるため、林業機械のリースやレンタルの充実・活用を推進する。

(4) 担い手となる林業事業体の育成

① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

責任を持って森林経営計画を作成するなど地域の森林経営を担いうる組織体や、競争原理の下で効率的な施策を実施しうる林業事業体を育成するため、森林組合、民間事業体の役割を明確化しつつ、それぞれを早急に育成する。

森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画の作成を最優先の業務とし、系統全体の共通認識として醸成することが重要。

平成二二年一〇月の全国森林組合大会において、これを最優先の業務として取り組むことが運動方針の中で位置づけられたことを受けて、全国及び都道府県単位で推進組織を設置するとともに、毎年度ごとに都道府県森林組合連合会から施業集約化等の実績の報告を受けて集計し、結果をフィードバックしながら取組を推進する。

森林組合において、毎年度、森林経営計画の作成状況、計画に基づく森林整備の実行状況を明確にし、これらが適切に作成、実行されていない場合には、その原因と認められる員外利用の停止を求めるとの方向で、森林組合の総会手続きや行政庁の組合検査によるチェックの仕組み、ルール作り等を行う。具体的には、森林経営計画の作成状況、計画に基づく森林整備の実行状況、員外利用との関係が適切かどうか総会で承認を得るとともに、都道府県森林組合連合会による森林組合の監査においてもチェックを行う。また、行政庁の組合検査において、森林経営計画の作成、計画に基づく森林整備の実行状況が不適切と判断された場合には、その要因を分析するとともに、施業集約化への取組と員外利用等について、改善策の作成・実行を求めるとする。

森林組合員からみて、経営内容がより明確に把握でき、効率化の努力、他の森林組合との比較がチェックできるような決算書類の見直し、情報の開示を推進する。

林業事業体については、規模が小さい事業体が多く、機械化も進んでおらず、生産性が十分に上がっていないものが多い現状にある。木材

自給率五〇％に向けた木材生産の拡大を図るためには、効率的な作業システムの導入及び機械化を促進し、木材生産性の高い林業事業体の育成が必要。

林業事業体を育成するに当たっては、まず、継続的に事業を営めるよう、事業量や森林所有者等からの信頼を確保することが不可欠であり、事業実行能力、社会的信用、人事管理能力などを総合的に向上させるための新たな仕組みや手法を構築する必要がある。

このため、流域や市町村を単位として民有林・国有林それぞれの将来事業量が明確になる仕組みの検討を進めるとともに、発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組みを導入する。このほか、事業主による現場作業員等の客観的な人事評価や都道府県による雇用管理の指導が可能となるよう人事管理マニュアルやチェックリストを作成・配布する。さらに、国有林については、事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールドの提供等を通じて事業体の育成に貢献する。

② イコールフットイングの確保

森林整備を計画的かつ効率的に実施していくためには、森林整備の仕事の質を確保しつつ、林業事業体における低コスト化への取組を促すよう、森林整備の担い手である林業事業体間の競争が働く仕組みを構築する必要がある。

このため、a、事業集約化に向けた合意形成・計画づくり、b、計画に従った事業実行、それぞれの段階で森林組合と民間事業体のイコールフットイングが確保される仕組みを導入する。

a 事業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階

持続的な森林経営を実現していくためには、意欲と能力を有する者に対して森林経営の委託を進めることが重要であり、自ら森林経営を行い得ない森林所有者については、森林経営計画の作成を通じて、段階的に森林経営の委託から森林経営への委託へ誘導していく必要がある。こうした観点からも、施業に必要な情報について、森林経営計画を作成する意欲と能力を有する者には等しく提供する必要がある。

具体的には、意欲と能力を有する者に対して、平成二二年九月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策」に基づき、集約化に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう都道府県に対する次元を行うとともに、市町村長が集約化に必要な情報の提供等を行うことを促すよう措置する。

b 森林経営計画に従って森林整備事業等を実行する段階

森林整備事業を実施する際、計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択し、その選択結果と理由を明らかにすることで、競争の確保による事業実行の効率化と透明性を確保し説明責任を果たす仕組みを導入する。具体的には、総合評価落札方式を参考に、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるよう、ガイドラインを示すとともに事業体情報を登録・評価する仕組みを導入する。

計画作成者は、事業実行者の選択結果と理由

を森林所有者に報告するとともに、都道府県への事業実績報告書に事業実行者と森林所有者への報告状況を明記させることにより、関係者間で情報を共有し、選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たすことを検討する。

さらに、森林経営計画の作成に当たっては、必要な整備量を計画的かつ網羅的に明らかにしつつ、フォロースターによるチェックを働かせることにより安易な変更を防止し、員外利用の厳格化と相まって、いわゆる森林組合による抱え込みを抑制する。このようなイコールフットイングの確保と併せて、一定の能力を備えた森林組合、民間事業体によって、競争原理の下、効率的かつ質の確保された森林整備を推進する。

(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

木材自給率五〇％を達成するためには、需用者ニーズに応じた安定供給を実現することが不可欠。このため、川上から川中・川下までのマッティング機能を備えた商流・物流の構築と価格変動に左右されにくい安定的取引を確立していくことが必要。

また、効率的な流通体制づくりは、国有林と民有林との連携を強化することで、効果を上げる必要がある。

併せて、川上側から計画的かつ安定的に供給される木材を最大限利用し、川上側への利益を環流させていくために、増加する供給量に対応したさまざまな分野における木材利用の拡大を

図ることが必要である。

木材利用については、木材に固定された炭素を長期間にわたって貯蔵し地球温暖化防止機能を最大限発揮させる観点から、建築物のマテリアル利用から化石燃料を代替するエネルギー利用までカスケード化を推進する。

このため、以下のような取組を推進する。

- ① 質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

ア) 川上から川中・川下に至る流通体制の整備
計画的かつ安定的に供給される原木を、需者側へ安定的に供給するためには、輸入材流通に匹敵しうる効率的な流通システムを構築することが必要。このため、中間土場・市売市場などのストックヤード機能や、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化を推進する。また、ロットをまとめることにより、今まで利用が低位であったチップ用材等への利用を進め、森林資源の利用率向上を図る。

具体的には、大口需要に対応できる安定供給を行うための物流拠点間のネットワークを構築するとともに、森林所有者からユーザーまでを範囲とした需給情報を受発信する体制の整備や、山元側の原木供給をとりまとめて大規模製材工場等の大口需要者との安定供給を実現するための協定の締結を推進する。また、大口需要への安定供給に対応したIT利用に基づく徹底した流通・在庫管理技術の開発と普及を推進する。

また、中間土場を適正に配置し、ロットの確保、仕分け、検知作業等による価値の付加と輸送の効率化を推進する。

イ) 輸入材に対抗できる加工体制の整備

今後、大径材が増加してこることも踏まえつつ、スギ、ヒノキ中心の国産材の利用を拡大するため、乾燥及び強度性能の明確化を推進し、集材材、乾燥材、JAS製品など品質・性能の確かな製品をハウスメーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築や技術開発・普及を推進する。

また、針葉樹化が進んでいる構造用合板をはじめ、コンクリート型枠用、フロア台板等の合板及びLVLの利用拡大を図るため、原木の安定供給体制の強化を進めるとともに、国産材利用に向けた技術開発・普及を推進する。

パルプ・チップへの利用については、国産材の比率が低い製紙用パルプでの利用拡大を図るため、間伐材をはじめとする国産材チップに係る効率的な検量方法の指針作成等、輸入針葉樹のパルプ・チップに対抗できる流通体制の整備や、広葉樹からの供給体制の整備を推進する。

また、木材チップの総合的な利用拡大に向けた製紙、木質ボード、その他の木材チップ利用者への木材チップ工場による効率的な供給体制づくり及び利用者間の連携体制の構築等を推進する。

ウ) 国有林の貢献

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりに努めるとともに、国有林にあっては、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた供給調整を実施し、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとしての機能を発揮する。

また、国有林にあっては、大口の需要者に対して原材料となる木材を安定的に供給する「システム販売」について、民有林との連携を図りつつ、これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等を新たな販売先として積極的に新規開拓していくなど、国産材の安定供給体制の構築と併せて、木材利用の拡大に貢献する。

- ② 木材利用の拡大

ア) 公共建築物への利用

平成二二年一月一日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、①低層の公共建築物について原則としてすべて木造化を図るとともに、②高層・低層にかかわらず内装等の木質化を推進するなど、国が率先して公共建築物における木材利用を推進する。

また、国土交通省など関係府省とも連携しつつ法律の周知徹底を図るとともに、特に、都道府県や市町村に対して、法律に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」の作成を働きかける等により、さらなる木材利用の拡大を推進する。

併せて、公共建築物における地域材利用に対する支援を充実するとともに、公共建築物の整備に適した木材の調達を円滑に行うための体制の整備、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材育成等を推進する。

イ) 住宅等への木材利用

マンションの内装材や住宅のリフォーム分野における木材利用を推進するとともに、木のまじり・木のいえづくりに向けた体制の構築や、地

域の製材工場と工務店の連携や製材から住宅をつなぐ地域材認証などの仕組みづくりによる消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用を促進する。

コンクリート型枠やガードレール、土木用資材への利用、耐火部材や省エネ部材、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及を推進する。

生活用品、パレット等輸送用資材等様々な分野への消費者ニーズに対応した国産材利用の供給体制整備を行う。

ウ) 木質バイオマスの総合利用

パーティクルボード、ファイバーボード、混練型PC(ウッドプラスチックコンポジット)などの木質系材料の利用を推進するとともに、石炭火力発電所における混合法利用等のエネルギー利用や、チップ・ペレット・薪等の木質バイオマスボイラーによる熱利用を推進するなど木質バイオマスの総合利用を図る。

また、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に向けて、経済産業省など関係府省とも連携を図り、木材のカスケード利用を基本とした間伐材等の利用促進方策を検討する。

さらに、木質バイオマス燃料の低コスト生産のための技術開発、木質バイオマス由来のプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発を推進する。

経営的・技術的に整合のとれた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備を推進するとともに、カーボン・クレジットの活用等により、木質バイオマスの利用に対する

インセンティブを付与する取組を強化する。
エ) 木材の輸出促進

将来的に国内需要が頭打ちになることが見込まれる中、木材利用の拡大を図るため、木材の輸出を促進する。特に、今後木材需要の増加が見込まれる中国、韓国等を主なターゲットとして、スギ、ヒノキ等を利用した付加価値の高い木材製品についての輸出拡大を図る。このため、今後、a、輸出国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、b、軸組ビルディングコードの海外輸出等輸出先国に関する規格・規制への対応、c、輸出国の商慣習の情報収集・提供等を戦略的に推進する。

また、日本の木材の品質・性能の認知度向上、木造建築の技術支援、宣伝普及体制の整備等、木材輸出を推進するための体制の強化を図る。

③ 消費者等の理解の醸成

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林資源を適切に整備しながら循環的に木材を利用していくこと(植える↓育てる↓使う↓植える)という森林と木材利用のサイクルの重要性について、消費者の理解を深める観点から、気の良さや大切さを学ぶ活動に対する支援を行う。

特に、青少年等に対する森林環境教育や木育について、文部科学省などの関係府省とも連携しつつ、その推進を図る。

また、木材利用に対する消費者の理解を醸成し、木材利用の拡大につなげていくため、地球温暖化防止や森林整備への貢献など国産材の環境貢献度の「見える化」について、木材の炭素

貯蔵量等を評価・表示する手法を開発するとともに、企業等が木材、木製品に二酸化炭素排出削減効果の「見える化」に取り組めるよう、カーボンフットプリント(CFP)の試行制度に基づいた計算ルール(商品種別算定基準:PCR)の策定を推進する。

さらに、NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく運動を展開する観点から、「木づかい運動」を見直し、森林整備寄付金付き製品等の開発や環境貢献度の評価・表示に企業が取り組むようにするための運動を展開する。

一方、違法伐採対策については、企業、消費者への合法木材の利用の浸透が図られていない、市場において合法木材が差別化されていないといった課題に対して、消費者の選択を促すことができるよう、合法性に加え伐採地、樹種等の情報を製品に表示する等により、トレーサビリティの確保を図り、違法伐採対策を強化する。併せて、合法木材の普及拡大、信頼性の向上の取組を強化する。

(6) 人材育成

上のような取組を実効性あるものとするために、市町村行政を保管するフォレスト制度の創設、森林施業プランナーの育成、能力向上、現場の技術者・技能者の育成、木材加工・流通・利用分野における人材の育成及び人材育成体制の構築に取り組む。

① フォレスト制度の創設

新たな森林計画制度の下で、森林所有者等に

よる持続的な森林経営を実現していくためには、実際に現場で指導・実行を担う市町村を技術面から支援することが必要。

森林計画の作成や路網作設等の事業実行に直接携わるなどの実務経験を有し、長期的視点に立った森林づくりを計画、指導できる技術者をフォレストラーとして育成し、活用していくことが不可欠。

具体的には、現行の林業普及指導員の資格試験を見直し、フォレストラーの資格試験として再構築するとともに、国及び地方公共団体の職員、民間人を問わず一定の現場実務経験を有する者に同試験の受験資格を付与する。そして同試験に合格した者をフォレストラーとして認定するとともに、市町村森林整備計画、森林経営計画に関連する業務に関与することや、森林施業プランナーへの指導・助言を行うことができるようフォレストラーの位置づけを明確にする。

フォレストラーの育成には一定の期間を要するため平成二五年度からの資格認定を目指す。それまでの間の市町村森林整備計画の策定等の支援業務については、(都道府県や国の職員のうち)一定の研修等を受けた者(准フォレストラー)が支援業務を行うこととし、これらの者が実際の現場経験を通じてフォレストラー資格を得られるよう育成していく。さらに、幅広い業務を担うフォレストラー等の活動を支援するための組織的な支援体制も整備する。

② 森林施業プランナーの育成

施業の集約化に向け合意形成を図り、森林経営計画の作成の中核を担う者として、森林施業

プランナーを位置づけ、その育成・能力向上を図る。

森林経営計画の作成に必要な知識の習得等必要な研修を実施する。森林組合、民間事業者等が森林施業プランナーを十分活用するよう経営者を対象とした研修も実施する。

集約化の質の向上を図るため、森林施業プランナーを認定する仕組みを導入する。

③ 現場の技術者・技能者の育成

・路網開設に必要な人材等

丈夫で簡易な森林作業道を地形、地質等の現地の条件に応じて開設することができる森林作業道作設オペレーターを育成するため、土工技術等現場作業に必要な知識を習得するための研修を実施する。

一般の土木技術・技能を有する者を対象に、設計書に基づき現場で微調整を行いながら林業専用道を作設することができるよう研修を行い、林業専用道の設計者・監督者として育成。

・フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等

高い生産性と安全性を確保し、林業機械を活用した低コスト作業システムを現場で実践する作業員を育成するため、段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備し、これに基づく研修終了者を習得した技術・技能のレベルに並び、フォレストマネージャー等として登録する制度を創設する。また、キャリアアップして働く意欲を高めるとともに誇りを持って仕事に取り組みることができるよう、働きやすい職場づくりや適切な処遇等を図ることが必要であり、事業主が使

いやしい人事管理マニュアルや、都道府県等が事業主を指導する際のチェックリストを作成する。

④ 木材加工・流通・利用分野における人材の育成

・木材の利用・流通に関するコーディネート
研究・教育機関や木材業界が連携して、木材利用における環境・マーケティング・経済等の社会科学分野のニーズの高まりに対応したカリキュラムの充実や、素材流通に関するコーディネートを担う素材生産業・原木市場等の人材の育成に取り組むとともに、木材の知識に関する関係者による自主的な資格を検討する。また、これらの関係者間の人材交流等により、自主的な学習の促進、関係者への啓発・理解醸成の素養を図る。

・木造建築の担い手

国土交通省とも連携し、教育機関等におけるカリキュラムの支援など木造設計が取り組みやすい環境整備を図ることにより、木造住宅や大規模木造建築の設計者など木造建築にかかわる人材を育成する。

④ 人材育成体制の構築

戦略的・体系的に人材を育成するため「人材育成マスタープラン」を作成するとともに、国、地方公共団体、大学等の教育機関等が連携しながら人材を育成する体制を構築する。その際、国有林は、研修フィールドや技術の提供を行う。大学等の教育機関における教育カリキュラム等の見直しについて文部科学省と連携して取り組む。

フォレスターの育成方法

一定の知識や技術、実務経験を有する者（地方公共団体、国、民間）



実践的な技術・理論の体系的な習得

①
集合研修を受講し、市町村森林整備計画の策定業務等に携わり、実践

〔 計画作成能力の
スキルアップ 〕

②
国有林や民間林業事業体等のフィールドにおいて、モデル的な事業の実行、請負事業の設計・指導・監督等の業務に携わり、実践

〔 現場指導能力の
スキルアップ 〕

③
特定の課題を与えてレポートの提出を求める通信研修と、現場で直面する課題等について集団討議等を行う集合研修を受講

〔 課題解決能力の
スキルアップ 〕

注1：①は行政事務に係わることから、民間の者については、市町村との委託（雇用）契約等を締結することにより当該業務に従事することとなる。

注2：①②の順序は問わないが、双方の実務経験を必須とする。

注3：③の研修は①②の従事期間等に受講する。また、③の研修の一部は①の集合研修を補完する。



④
集団討議や現地調査等を通じて最新技術・知識等やフォレスターに求められる技術者倫理等を習得するための研修を受講



フォレスター

⑤
国が試験を実施し、合格した者をフォレスターとして認定し、名簿に登録



フォレスターとして一定期間活動

⑥
最新技術及び知識の習得、相互評価等による実践的な技術の維持向上等を内容とする継続的技術研修（CPD）を受講

注4：④～⑥については、研修内容に対する評価やフォレスターの活動状況等を踏まえ、今後、検討する。

切り抜き森林・林政ジャーナル

〔新聞・この三カ月 各紙のリード部分あるいは概要を転載〕

9~11月

◇国内最大の森林保護区誕生

〔九月七日 北海道新聞〕

北海道森林管理局長の諮問機関、森林生態系保護地域等設定委員会（座長・辻井達一）道環境財団理事長）は六日、貴重な動植物の保護を徹底するため、大雪・日高両山系の国有林の「森林生態系保護地域」を現在の二・九倍の計二万三千鈔に拡大するよう答申した。

来年四月に指定される予定で、両地域をつなぐ準保護地域も合わせると、面積は二四万鈔と国内最大となる。

◇ナラ枯れ急拡大 長井市では11倍

〔九月一二日 山形新聞〕

里山に自生するナラの木の葉が赤くしおれるナラ枯れの被害は、カシノナガキクイムシが樹木内に入り込んで菌を繁殖させ、樹木の水分補給を阻害することで起こり、山形県では〇九年度で一一・四万本が被害を受け、被害量（材積）では全国トップとなった。

このナラ枯れが今年さらさらに広

がっている。県は現在各市町村の被害状況を集計中だが、既に調査を終えた長井市は前年度比一一倍

の三・四万本、高島町が七倍の一・三万本、南陽市が六倍の五千本、米沢市が一〇倍の二千本などとなっている。

◇身に余る贈り物 山林一〇〇万坪

〔九月一五日 朝日新聞夕刊〕

一〇〇万坪の土地、もらってくれないませんか。都心から比較的近く、海と緑に恵まれた神奈川県葉山町で、広大な山林を所有する大手住宅会社、大和ハウス工業（本社・大阪）が、町に寄付を非公式に打診した。開発が規制されており、宅地造成が困難なためだ。

森英二町長は歓迎しつつも、管理費用がかかることなどを理由に慎重に検討している。

山林は町東部に位置する三三〇万平方メートル、一九六八年から七二年に住宅開発を目的に買収した。しかし、七〇年に始まった都市計

画法に基づく区画区分で「市街地調整区域」に指定され、約四〇年にわたって開発はストップしたままとなっている。毎年の固定資産

税額は約一六〇万円、同社が伐採などにかけている費用は年間一〇〇万〜二〇〇万円。

◇林業支援基金三億円過大

〔九月二二日 毎日新聞〕

都道府県が林野庁から補助を受けて林業への就労を目指す人に準備資金などを無利子で出す事業で、貸し出しに使う基金が全国で約三億円も有効活用されていないことが会計検査院の調査でわかった。

検査院は二二日、林野庁に基金の規模を見直し、過大分を国庫に返還させるよう改善を求めた。

事業は九六年度に始まり、林野庁は都道府県の事業計画に基づき、資金の三分の二を毎年補助しているが、事業を行う二九都道府県のうち、二六都府県で計画の半分を下回り、七府県ではこれまで一度も貸し付けたことがなかった。

◇京都三山ナラ枯れ深刻

〔一〇月八日 大阪日日新聞〕

京都市の市街地を囲む東山、北山、西山の「京都三山」でナラ枯れが深刻だ。市民は「紅葉シーズンでもないのに、なぜ山が赤いのか」と異様な光景に眉をひそめる。

市林業振興課によると、二〇〇四年に北山で約五〇本の被害を初めて確認。〇六年には約五〇〇本、今年八月末には約二万本に急増した。炭焼きや薪拾いで入山する人が減り、伐られなくなった木が老朽化した結果、菌がはびこり易くなったのが一因という。

今夏の京都五山送り火では、枯れた木に延焼する危険から、東山の「大文字」を形作る薪の量を初めて二割削減した。

◇里山保全の支援促進法閣議決定

〔一〇月九日 日本農業新聞〕

政府は八日、地域の実情に応じた里山保全などの活動を支援する「生物や要請保全のための活動促進法（里山里地法案）」を閣議決定した。政府の基本方針に基づき、生物多様性の保全を目指す市町村に特定非営利活動法人（NPO法人）などと連携し、活動計画を策定するよう促す。計画をまとめた市町村の支援策には、生物多様性保全活動の経費などを支援する環

境省の事業を優先して利用できる
よう検討する。一八日から名古屋
で開かれる生物多様性条約第一〇
回締約国会議(COP10)に向け
て、国内の機運を高めた考えだ。

の販売や食中毒が確認されたのは
二六都県に上る。クサウラベニタ
ケとツキヨタケ、ニガクリタケが
食中毒の主な原因。
最も患者が多いのは四一人(一
六件)の福島県だった。

策を重点的に要望した。
「オオカミ構想」はこうした敵
しい現状を踏まえて、橋本祐輔市
長が提唱する。輸入候補のハイイ
ロオオカミは、絶滅したニホンオ
オカミと遺伝的に近い。中国北部
から内モンゴルにかけて生息して
おり、成獣は体長一・二メートル前後。
市はオオカミ研究者らによるプ
ロジェクトチームの設置を来年度
予算に計上する方針。橋本市長は
「オオカミは人を襲わないと聞く。
農家の被害は待たなしの対応を
迫られている」と話す。

最後まで取得できずに残っていた
オホーツク管内斜里町岩尾別地区
の土地を、同町が買い取ることで
地権者と合意した。九日にも正式
に契約する。一九七七年のスタート
から三三年。全国の自然保護活動
のシンボルでもあった運動は同地
区の全対象地四七一畝の取得を終
え、今後は植林などに力を入れる。

◇茨城の住宅公社が破産

〔一〇月一日 日経新聞〕
宅地開発や販売を手掛けた茨城
県住宅供給公社が八日、水戸地裁
から破産手続きの開始決定を受け
た。負債額は五二三億円で、住宅
供給公社の破産は全国初。宅地の
売却が進まず、地価下落で含み損
が拡大し、再建が不可能となった。
県は債務を肩代わりするため赤字
地方債を三八一億円発行する。一
五年間で償還する予定であるが、
五年間の返済額は一五億〜二九億
円にも上る。経営難の住宅公社は多
く、処理の行方に注目が集まりそ
うだ。

ただ、外国産オオカミの導入は
生態系への悪影響や家畜などが襲
われる危険性も伴う。東京海洋大
の弥永健一名誉教授は「野生生物
の管理は難しく、新たな生物を違
た環境に導入することを簡単に考
えるべきではない」と忠告する。

東北電力は一日、能代火力発
電所(能代市)と原町火力発電所
(福島県南相馬市)で使用する燃
料の一部に、木質バイオマス(木
質チップ)を導入すると発表した。
地元から原料を調達し、森林資源
の有効活用を図るとともに、二酸
化炭素(CO₂)排出量の削減が
狙い。同社として初の試みで、来
年一二月から運用を開始する。

◇毒キノコ中毒二百人超す

〔一二月四日 読売新聞〕
毒キノコによる食中毒が、全国
で相次いでいる。食中毒患者は一
〇月二〇日までに全国で二〇九人
(七二件)に達し、過去五年で最
多だった二〇〇七年の一九九人
(六〇件)を突破。新潟県では一
〇年ぶりに「発生警報」を発令す
る事態となっている。

同市内の推定生息数はシカ約八
千匹、イノシシ約三万匹、サル約
五千匹。シカはシイタケの原木の
新芽やヒノキの皮を、イノシシや
サルは収穫前のコメや野菜、山菜
を食べ、損害額は年約三千万円に
のぼるといふ。

同社によると、能代火力でのチッ
プの投入量は初年度年間一万五千
ト程度、二年後をめどに年間三万
トまで引き上げる方針。現在は燃
料として年間三〇〇万トの石炭を
使用しているが、チップの併用に
よって石炭使用量を約一万ト削減
でき、年間三万トのCO₂排出量
の削減が可能という。今後、設備
への影響などを見ながらチップの
投入量を増やすことも検討する。

◇大分・豊後 オオカミ輸入で害 獣駆除(一二月五日 東京新聞)

農作物を食い荒らすシカやイノ
シシなどの有害鳥獣を駆除するた
め、大分県豊後大野市が外国から
オオカミを輸入し、山林に放つ構
想を進めている。オオカミの習性
や適性を調べようと、来年度予算
に研究機関設置の調査費を盛り込
む方針。農家側の期待は高いもの
の、「オオカミを山に放して大丈
夫か」と、安全性や生態系に及ぼ
す影響を危ぶむ声もあり、論議を
呼びそうだ。

知床一〇〇平方キロ運動 最後の
一畝契約
〔一二月七日 北海道新聞〕
知床の離農跡地を全国からの募
金で買い取り、森林として再生さ
せる「知床一〇〇平方キロ運動」で、

厚生労働省によると、毒キノコ

の被害対
鹿野道彦農相に有害鳥獣の被害対

の被害対
鹿野道彦農相に有害鳥獣の被害対

の被害対
鹿野道彦農相に有害鳥獣の被害対

アトランダム雑誌切り抜き

8~10月

◆森林の管理放棄が広がった最大

の理由／熊崎 實

戦後の森林組合は人的結合による協同組合として再出発しました。しかし森林所有者というのは均質な小生産者ではありません。数百haの所有者もいれば、数haの零細所有者もいる。また山林を保有する目的にしてもさまざまです。専業林家がいる反面、木材生産など眼中にない人もいます。こういう所有者を十把一絡げにしたところで、「一致団結して生産経済の向上に立ち向かう」組織にならないのは明らかでしょう。森林所有者の協同組合というのは幻想以外の何者でもないと思います。

森林組合というのは結局のところ石黒忠篤のいう「物的組合」に徹するしかないのではないかと。最近そのように思うようになりました。たしかに戦前の森林組合は非民主的で強権的な官製組合ですが、「一定地区内の森林を最も有効に生産能力を挙げるよう組織化する」

ことは今なお非常に重要な意味を持っています。とくにこの二〇年来、木材生産に見切りをつける山林所有者が増えてきました。森林の管理を完全に放棄する、植林はしたけれど手入れをしない、人工林を皆伐して再植林を怠る、こうしたことが常態化しているのです。森林組合にまず期待されるのはこれらができるだけ少なくすることでしょう。林道や作業道は林業にとって不可欠のインフラですが、落ちこぼれが多いと路網のネットワークが作れない。また、所有者が不在村化した森林であっても、つる切り、除伐、保育間伐のような基礎的な施策がやられていたら、地域内の他の森林と一体にして間伐や択伐を実施していくこともできません。それは地域に踏みとどま

れば、かなりの人たちが実施に踏み切るでしょう。組合活動はまず所有者への働きかけ、指導から始まります。所有者と接触しているうちに、森林施策を実施したくても実行できない理由が明らかになってくる。そうした障害を克服して実行に移すにはどうしたらよいか。それによって森林組合のやるべき「事業」が決まってきます。

この種の物的組合では組合員への指導が欠かせません。保育作業や間伐の必要性をしっかりと説明す

ようにみえています。

『山林』に連載されている「小私有林問題と森林組合の役割」より抜粋しました。

◆択伐林のすすめ／梶原幹弘

現在、木材生産と環境保全の両

機能の整備が進められているが、

木材生産は皆伐林に、環境保全は天然林に任せ、皆伐林と天然林の適正な配置によって木材生産と環境保全の両機能の発揮という思潮が強いようである。しかし私有林が六割を占めるわが国では、皆伐林と天然林の適正な配置を行政当局の意のままに行うことは難しいので、皆伐林と天然林の適正配置によって両機能の発揮を図るという方法の効果には疑問が残る。森林には皆伐林と天然林だけでなく択伐林もあり、しかもヨーロッパ方式の択伐林は木材生産と環境保全の両機能を高度に発揮できる、わが国にとっては一石二鳥の「究極の森林」ともいえる存在である。

第二次大戦後に大量に造成されたスギ、ヒノキの皆伐林が主伐時期を迎えようとしているが、かなり大きな林木が伐採対象となるために抜き伐りをして、主伐期以前の間伐におけるように、その収支が赤字になることはまずないとみられる。すなわち、こしばら

くは皆伐林を択伐林に切り替える
絶好の機会である。

皆伐林への択伐林施業の導入は、
愛媛県久万の岡氏所有のスギ・ヒ
ノキ択伐林という実例が示すよう
に決して難しいことではない。

木材生産と環境保全の機能を高
め、森林の荒廃から立ち直るため
には、スギ、ヒノキの皆伐林への
偏執を捨てて、皆伐林主体の森林
をヨーロッパ方式の択伐林主体の
森林に変えるという決断をすべき
である。皆伐林に比べれば択伐林
の施業は多少複雑で難しくはなる
し、未経験であることからくる木
材生産の経営収支についての不安
もあろうが、それを知恵と努力に
よって克服するのが私たちの責任
であり、義務ではなからうか。

ヨーロッパ方式の択伐林の導入・
拡大を図るとしても、すべての
森林を択伐林にしるというのでは
ない。

皆伐林は密度管理によってそれ
ぞれの用途に適した形質の幹材を
生産できるという特質を持っている
ので、それは生かすべきである
し、特に奈良県吉野の優良なスギ
建築用材生産林や京都市北山のス
ギ床柱用の磨き丸太生産林などは、
次代に引き継ぐべき立派な文化遺
産であると考えている。また、自

然のままの森林が少なくなった現
在では、世界自然遺産に指定され
た白神山地のブナ林や屋久島のス
ギ林のような原生林は、文化遺産
的な皆伐林と同様に保護・保存す
べきであると考えている。

これからの森林施業の主役とな
るべきは、皆伐林ではなくヨーロッ
パ方式の択伐林の導入・拡大によ
って生まれた択伐林主体の森林は、
木材生産と環境保全の両機能を全
体的に向上させて森林の荒廃を防
ぐばかりか、「持続可能な森林経
営」にも役立つはずである。

（森林技術10月号「論壇」の抜粋
です）。

◆世界の自然環境負荷への償い／ 池邊このみ

WWFジャパンとグローバル・
フットプリント・ネットワークは、
二〇一〇年八月に、日本のエコロ
ジカル・フットプリントに関する
初めての報告書を取りまとめ、公
表した。エコロジカル・フットプ
rintとは、地球環境が本来持つ
ている生産力や廃棄物の収容力と、
人間による消費量とを比較し「グ
ローバル・ヘクタール（gha）
という理念上の面積に換算した数
値であり、世界の木材や水産物な
どの資源の消費や、二酸化炭素の

排出により、日本がどれくらい、
どのような形で、自然環境に負荷
をかけているかを示したものと
いう。この数が高ければ「環境へ
の圧力が強い国」、その生活を支
える上で「広大な地球の面積を必
要とする国」ということになる。

ちなみに日本のエコロジカル・フッ
トプリントは四・一ghaであり、
地球一戸分が持つ生産力・収容力
を、世界人口一人当たりで計算し
た時の「一・八gha」のおよそ
二・三倍に相当する。また、日本
の総エコロジカル・プリントの六
五％がカーボン・フットプリント
であり、一九六一年に比較して一
九九〇年代後半で約一三倍といわ
れる。その増加要因は農生産物や
水産物、木材の消費について輸入
に大きく頼ってきたことにある。

日本が海外の資源を生み出すため
の生物多様性に依存しなくては存
続できないことを示しているとい
えよう。これらの代償にわれわれ
はどう対処してくべきだろうか。
米国では、一九七〇年代から開
発事業による自然環境や生物環境
の損失の代償としてミティゲイ
ションが行われてきており、ミティゲ
イションバンキング制度が導入され
ている。同国では開発で自然環境
が減少・消失する場合にはミティ

ゲーションを行うことが義務づけ
られており、開発前の自然と比べ
て量・質共に向上した場合にはプ
ラス分を蓄積（バンキング）し、
債券化するミティゲイションバン
キングが行われている。開発を行
う業者が何らかの事情で当該周辺
においてミティゲイションを行え
ない場合、債券を購入することで
ミティゲイションを行ったものと
見なすことができるという制度で
ある。昨今では、専門の会社によ

る代行ビジネスが盛んであるよう
だ。このような制度が必ずしもよ
いとは思えないが、世界中の企業
の経営方針に生物多様性が組み込
まれることにより、世界に分布す
る企業の敷地だけでなく、周辺地
域の生物多様性にも協力していく
ことが地球に対して今われわれが
できる最善の償いであろう。

二〇〇六年にパリのセーヌ河畔
にオープンしたケ・ブランリー美
術館は、主要コンセプトにエコロ
ジを掲げ、総敷地面積の七〇％
を緑地化し、パリに住む人間のみ
ならず、生物にとってもオアシス
になっている。
（グリーン・エイジ一〇月号、生
物多様性と企業活動を抜粋しまし
た）。

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水質源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇の中で、開発途上国の森林にどのようにかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2011年新春 第115号

- 発行 2011年1月1日
- 発行責任者 只木良也
- 発行所 国民森林会議
- 連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail: info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

- 定価 1,000円(〒共)

(年額3,000円)